

案

ふくふくまっふ

支援が必要なお子さんのための
子育て応援ブック



高知市子ども育成課 作成
令和5年 1月末時点



高知市

Kochi city

はじめに

高知市では、子どもたちの成長や発達過程に合わせて、切れ目なく適切な支援を行うことができるよう、関係機関との連携をはかっています。

この「ふくふくまっぷ」では、関係機関の情報をまとめ、障害や医療的ケア等の支援が必要なお子さん※と、そのご家族・支援者の方のための相談窓口や支援制度をご紹介します。

子育ての中で、不安や心配なこと、「どこに相談したらいいのだろう?」と思った時に、この「ふくふくまっぷ」を道しるべとしていただければ幸いです。

各ページには、より詳しい情報をご覧いただけるよう、ホームページ等のQRコードを新たに掲載しておりますので、あわせてご活用ください。

私たちは、必ずみなさんの近くにいます。どうかご家族だけで悩まず、私たちに相談をしてみてください。お子さんたちがすすすく幸せに育っていくことができるよう、一緒にできることを考えていきましょう。

※主に、乳幼児期から18歳まで



もくじ

妊娠や出産

妊娠・出産準備に関する相談やサービス

- ・ 母子健康手帳の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・ パパママ教室・・ 2
- ・ 妊産婦・子育て相談はぐぐみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

産後に受けられるサービス

- ・ 産後ケア・・ 3
- ・ 産婦健診・・ 3
- ・ 赤ちゃん誕生おめでとう訪問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ・ 乳児健診・・ 4
- ・ 離乳食教室・・ 4
- ・ 多胎ミーティング・・ 4
- ・ 多胎家庭支援事業・・ 4
- ・ 予防接種・・ 5

子どもの成長や発達

子どもの成長や発達を確認する

- ・ 1歳6か月児健診/3歳児健診・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

子どもの成長や発達に関する相談

- ・ 子ども発達支援センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ・ (小児慢性特定疾病)自立支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ・ 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- ・ 医療的ケアの必要なお子さんへの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

目に関する相談

- ・ 高知県立盲学校・・ 12

きこえに関する相談

- ・ 高知県立高知ろう学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

歯の健康に関する相談

- ・ 高知県歯科医師会 歯科保健センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

児童に関する専門的相談

- ・ 子ども家庭支援センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- ・ 高知県中央児童相談所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

就園前～就園

就園前に利用できる施設

- ・ 一時保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- ・ 病児保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- ・ ひまわり園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

特別支援保育に関すること

- ・ 特別支援担当保育士の配置について・・・・・・・・ 21

保育所等の入所申請

- ・ 心身において特別な配慮が必要なお子さんや、
発育・発達の中で気になるお子さんの申請の流れ・・・・・・・・ 22
- ・ 医療的ケアが必要なお子さんの入所について・・・・・・・・ 23

就学

- 就学相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

特別支援教育に関する相談

- ・ 教育研究所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- ・ 病弱のお子さんの教育・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- ・ 医療的ケアの必要なお子さんへの支援・・・・・・・・ 25

ことばの発達に関する相談

- ・ ことばの教室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- ・ 就学前の相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

LD・ADHDに関する相談

- ・ わくわく教室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

子どもの障害福祉制度

手帳に関する相談

- ・ 身体障害者手帳の交付…………… 28
- ・ 療育手帳の交付…………… 28
- ・ 精神障害者福祉手帳の交付…………… 28

通所サービス…………… 30

日常生活用具の給付や補装具費の支給など

- ・ 日常生活用具…………… 33
- ・ 補装具…………… 34
- ・ 難聴児補聴器購入助成事業…………… 35

医療的ケアが必要なお子さんの保護者の方へのサービス

- ・ 高知市重症心身障害児等在宅レスパイト事業…………… 36

経済的支援

医療費公費負担制度

- ・ 医療費公費負担制度…………… 39
- ・ 福祉医療費助成制度…………… 40
- ・ 自立支援医療/精神通院医療…………… 41

主な手当

- ・ 障害児福祉手当…………… 42
- ・ 特別児童扶養手当…………… 43
- ・ 高知県重度心身障害児療育手当…………… 43

各種割引・減免

- ・ 税の減免・運賃割引等…………… 44
- ・ 交通…………… 44
- ・ 公共料金…………… 45

災害に備える

NTT『災害時用ダイヤル(171)』	46
NTT『災害時用伝言板(Web171)』	47
高知市Net119 緊急通報システム	48
避難行動要支援者対策	49
緊急避難場所・避難所	51

地域や仲間とつながる

遊び・交流の場

・ 地域子育て支援センター	55
・ 子育てサロン	56

保護者の会	57
-------	----

その他子育てに関する情報

インターネットで検索できる子育て情報

・ 高知市ホームページ	61
・ 高知市公式LINE	61
・ 高知市子ども未来部Facebook 「ほのぼの子育て」	61
・ 高知くらしつなごるネット	62
・ こうち医療ネット	63
・ 子どもの心の診療機関マップ	65

高知市で配布している子育て情報冊子	66
-------------------	----

ここも
チェック!

● サポートファイル	8
● 図書館へ遊びに行きませんか?	14
● ハザードマップ	52
● 『災害時個別支援計画』について	54
● ほおっちょけん相談窓口	60

妊娠や出産

妊娠・出産準備に関する相談やサービス

産婦人科で
「妊娠届出書」を
もらいましたが、
どうしたらいい
ですか？

平日仕事なのですが、
休日は相談できます
か？



まずは、お近くの
「子育て世代包括支援
センター」へ「母子健
康手帳」をもらいに来
てください。西部と北
部は土曜日も対応して
います。

母子健康手帳の交付



詳しくは
こちらへ



【平日対応窓口】

母子保健課

(子育て世代包括支援センター)

住 所：高知市丸ノ内1-7-45
総合あんしんセンター1階

T E L：088-855-7795

対応時間：平日8:30~17:15
(土日祝日・年末年始を除く)

東部子育て世代包括支援 センター

住 所：高知市葛島4-3-3
東部健康福祉センター1階

T E L：088-882-0035

対応時間：平日8:30~17:15
(土日祝日・年末年始を除く)

【火曜日～土曜日対応窓口】

北部子育て世代包括支援 センター

住 所：高知市塩田町18-10
保健福祉センター1階南

T E L：088-820-1025

対応時間：火～土曜日 8:30~17:15
(日・月・祝日・年末年始を除く)

西部子育て世代包括支援 センター

住 所：高知市鴨部860-1
西部健康福祉センター1階

T E L：088-843-0415

対応時間：火～土曜日 8:30~17:15
(日・月・祝日・年末年始を除く)

- 母子健康手帳をお渡しする際に、保健師や助産師、母子保健コーディネーターが出産に向けての悩みや心配ごとがないかお聞きし、1人1人の解決方法を一緒に考えます。
- 相談内容に応じて、家庭訪問や事業の紹介、市役所内外の関係各課とも連携します。

妊娠中の生活
のイメージが
わからない…

出産までに
何をしたら
いいの？



生まれてくる
赤ちゃんのこ
とが心配…



母子保健課や子育て世代包括支援センターへ電話や来所にて、妊娠中の悩み事についてご相談ください。ご自宅への訪問相談も可能です。また、教室や相談事業も開催していますので気軽にご参加くださいね。

パパママ教室



- 内容
沐浴体験、抱っこ・着替え体験など
- 対象
妊娠16週以降(教室参加時点)

※無料
※要予約



詳しくは
こちらへ
→



妊産婦・子育て相談はぐくみ

- 内容
 - ・妊娠中や産後の生活や授乳、お子さんの発育・発達・育児上の悩み、離乳食の進め方など
 - ・保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士が相談に応じます。

※無料
※申込は不要

詳しくは
こちらへ
→



出産・育児用品の展示

○ 東部・北部・西部子育て世代包括支援センターでは、マタニティ用品や育児用品の実物を展示しています。



産後に受けられるサービス



- ・ 赤ちゃんのお世話ができるのか心配…。
- ・ お産で身体がしんどい…少し休めるところはないですか？
- ・ 日中育児を手伝ってくれる人がいなくて不安です。



産後ケアを利用してみるのはいかがでしょうか。

産後ケア



- 内容
 - ・ 産後のお母さんの心身のケアや休息と育児相談・支援を行います。
 - ・ 訪問型や通所型（ディサービス）、宿泊型（ショートステイ）があり、助産師が相談に応じます。
- 利用期間
出生後1年未満の赤ちゃんとお母さん
- 手続き
妊娠8か月（28週）以降に申請の手続きができます。

詳しくはこちらへ



産婦健診



- 内容
 - ・ 産後のお母さんのこころとからだの健康状態を、医療機関（産科）で確認します。
 - ・ 赤ちゃんの様子や母乳のことなど、困りごとや不安な気持ちなどの相談もできます。

○ 受診の目安

産後2週間と1か月の2回

※2回分の健診費用の一部は、公費助成の対象です。1回分の公費助成の上限は5,000円です。

詳しくはこちらへ



赤ちゃん誕生おめでとう訪問の日程が手紙で届きました。子どもはまだ入院していますが、どうしたらいいですか？



母子保健課へご連絡ください。日程を調整します。

赤ちゃん誕生おめでとう訪問 （新生児・乳児訪問）

- 内容
 - ・ 生後2か月前後に保健師等がご自宅にお伺いし、赤ちゃんの体重測定、お母さんたちの体調確認、育児相談・情報提供等を行います。
 - ・ 日程は郵送などで事前にお知らせします。

※無料

状況に応じて、継続して訪問します。

詳しくはこちらへ



乳児健診



詳しくは
こちらへ



○内容

- ・ 赤ちゃんの成長と健康管理の確認

※母子健康手帳交付時にお渡しした「乳児一般健康診査受診票」を持って、小児科へ受診をお願いします。

※1歳未満まで、2回分の健診費用は公費助成の対象です。



病院の先生に「離乳食をはじめ
めていいよ」と言われたので
すが、どのように始めたら
いいですか？

母子保健課では定期的に離乳食
教室を開催しています。
また、栄養士が個別で電話等
で相談に応じます。



離乳食教室

○内容

栄養士・歯科衛生士が赤ちゃんのお口の発達に応じた離乳食の進め方、離乳食の調理方法について説明します。個別の相談にも応じます。

※無料

※申込は不要

詳しくは
こちらへ



双子の赤ちゃんを子育てしてるのですが、
相談できる場所ないですか？

以下の事業があります。



多胎ミーティング



○内容

妊娠中の過ごし方や産後の育児について、先輩の話を聞いたり、現在育児中の保護者同士の情報交換の場を定期的に開催しています。

※無料

※要申込

詳しくは
こちらへ



多胎家庭支援事業

○内容

多胎児のいるご家庭に対して、育児サポーターを派遣し、家事や育児などのお手伝いをします。

○対象・期間

多胎児が3歳の誕生日前日まで

※要申込

詳しくは
こちらへ



予防接種



詳しくは
こちらへ



母子保健課(予防接種担当)

住 所：高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階

T E L：088-855-7795

対応時間：平日8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)

高知市から予防接種手帳
を発送

- 高知市に住民票登録がある赤ちゃんを対象に、生後2か月頃、高知市から予防接種手帳をお送りします。
※申請は不要

予防接種手帳を受け取る

- 予防接種手帳が住民票の住所地に届きます。
お手元に届きましたら、ご確認をよろしくお願いします。

医療機関に予約をする

- 予約制の医療機関もありますので、事前にお電話などでお問い合わせしていただくようお願いします。

予防接種を受ける

- 医療機関で予防接種を受けてください。
※当日は予防接種手帳(予診票)、母子健康手帳をお持ちください。



接種可能期間に予防接種をすることができない場合はどうしたらいいですか？

特例措置がありますので、母子保健課(予防接種担当)までご相談ください。



制 度	対 象	内 容
長期療養 特例措置	長期に療養(入院など)を必要とする疾患にかかり、接種可能期間に予防接種の機会がなかった方	接種可能期間を超えて無料で予防接種ができる制度です。 ※接種の上限年齢が決められているワクチンもあります。
骨髄移植後の 予防接種 再接種の 費用助成	骨髄移植等により、免疫が消失し、再接種が必要と医師に判断された方	再度予防接種をする際、費用の助成を受けられる制度です。 ※接種時は自己負担ですが、後で払い戻しができます。

子どもの成長や発達

子どもの成長や発達を確認する

母子保健課

住 所：高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階

T E L：088-855-7795

対応時間：平日8:30~17:15（土日祝日・年末年始を除く）

1歳6か月児健診（集団健診）

- 内科健診と歯科健診のほか、ことばの発達など、からだところの発育・発達を専門職が全体的にみています。
- お子さんが1歳7か月になるころに、郵送で健診の日時をご案内します。ご案内している日程でご都合が悪い場合は、日程の変更も可能です。

詳しくは
こちらへ



3歳児健診（集団健診）

- 内科健診と歯科健診のほか、視・聴覚機能、ことばの発達など、からだところの発育・発達を専門職が全体的にみています。
- 尿検査、目の検査（屈折検査）を行います。必要に応じて、聴力の検査を行います。
- お子さんが3歳5か月になるころに、郵送で健診の日時をご案内します。ご案内している日程でご都合が悪い場合は、日程の変更も可能です。

詳しくは
こちらへ



健診の流れ

受付

身体測定

問診

歯科診察

ことばの相談
心理相談

小児科診察

個別相談

- ・ 3歳児健診では受付後、尿検査を実施します。



- ・ 1歳6か月児健診では頭囲、胸囲も測定します。
- ・ 3歳児健診では、身長・体重測定の前に弱視の早期発見のため、機械を用いた視力検査（屈折検査）をします。

- ・ 問診票を用いてお子様の身体・心・ことばの発達や食事・歯磨きでの困りごと。ご家族の育児や体調等を確認します。



- ・ 1歳6か月児健診ではフッ素塗布も実施します。



- ・ 必要時、ことばの相談や心理士相談を実施します。



- ・ 栄養や育児等、悩んでいることについて工夫点などをアドバイスします。

子どもの成長や発達に関する相談

子ども発達支援センター（子ども育成課）

住所：高知市本町5丁目1番45号
高知市役所 本庁舎3階

TEL：088-823-9552

対応時間：平日8:30～17:15
(土日祝日・年末年始を除く)

詳しくは
こちらへ

→



相談

- 保健師(看護師)・心理士・理学療法士・保育士が、相談に応じます。
- 電話・メール・来所での相談に応じます。
(来所の場合は事前の電話予約が必要です。)

訪問

- 相談の内容によって、ご自宅や保育所等に訪問し、お子さんの様子を伺います。
- お子さんの成長や発達に合わせた支援の提案をさせていただきます。



早期療育教室

- 内容
お子さんに応じた支援を、遊び・小集団活動・個別活動を通じて行います。また、お子さんへの関わり方や子育てでの悩み等の相談に応じます。

心理士相談

- 内容
心理士が発達検査を行い、お子さんの得意なことや苦手なことを探ります。結果をもとに、子育てや集団生活に必要な手立てを提案いたします。



専門医相談

- 内容
嘱託医師がお子さんの発達を確認し、専門機関への受診等の必要性について相談に応じます。

子ども発達支援センター
(子ども育成課)で
行っている支援

ひまわり園

- 内容
遊びを通して、日常生活における総合的な発達の支援を行います。就園に向け、生活習慣の自立や集団生活への適応支援を行います。(次のページに詳細を載せています。)



市役所内の関係各課、児童発達支援事業所等、医療機関、県の関係機関等
支援に必要な機関とも連携します。

ここも
チェック!

サポートファイル

詳しくは
こちらへ



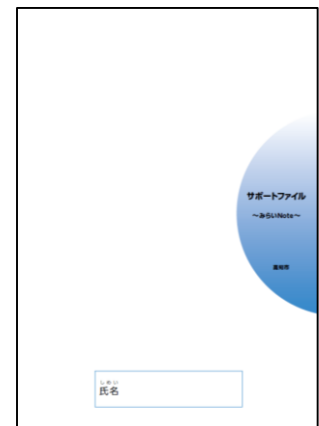
→

サポートファイルとは?

- 本人の様子や日常生活におけるかかわり方、医療機関や相談機関での記録、学校・施設での支援計画などをファイルにつづり、本人の情報が一つにまとまったものです。
- サポートファイルを活用することで、ライフステージを通して、本人への支援が途切れることなく、よりスムーズに引き継がれていくことに役立ちます。
- サポートファイルへの記録は、基本的には保護者の方をお願いしています。記録が難しい場合は、支援者に依頼することも可能です。

いつ使うの?

- 病院にかかる時、病院の先生が変わる時
- 療育機関に通い始める時
- 行政窓口や相談機関に行く時
- 各種福祉サービス事業所を利用する時
- 就園、就学、進学する時
- 担任が変わった時
- 預ける時
- 就労した時 など



サポートファイルのねらい

- **本人の日常生活を送りやすくする**
家族や支援者の共通理解が進み、必要な支援が引き継がれることで、本人の日常生活が送りやすくなります。
- **保護者の負担軽減**
同じことを何回も聞かれるといった保護者の負担を軽減します。
- **支援者の負担軽減**
支援者がお子さんを理解し、支援していくうえで役立ちます。



サポートファイルは、子ども発達支援センター・母子保健課・障がい福祉課・保育幼稚園課の窓口でお渡ししています。
ページ右上のQRコードからは、サポートファイルの様式のダウンロードもできますので、ぜひ、ご活用ください。

(小児慢性特定疾病) 自立支援事業

詳しくは
こちらへ



高知市では、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業について、NPO法人高知県難病団体連絡会に委託し、様々な事業を行っています。

(NPO法人) 高知県難病団体連絡協議会

住 所： 高知市新本町1丁目14番6号 1階
(こうち難病相談支援センター内)

T E L： 088-856-5151

開所時間： 9:00~17:45(月・水・金曜日)

相談受付： 9:30~17:15

詳しくは
こちらへ



電話や面談による相談支援

療養・日常生活・介護・保健福祉サービスの受け方・就園・就学・学校生活・就職などについて、小児慢性特定疾病児童等自立支援員が相談をお受けし、必要に応じて関係機関との調整を行います。

ピアカウンセリング

小児慢性特定疾病を持ちながら成人された方や、そのご家族が、同じ立場で不安や悩み、思いをお聴きします。

交流会

仲間づくり、情報交換を目的とした患者・家族の交流会を開催しています。

学習会

医師等を講師に招き、学習会を開催しています。

小児慢性特定疾病に関する情報の提供

病気に関する情報や、各機関・団体が実施している支援についての情報提供を行います。

自立支援計画の作成・フォローアップ

成人後に自立した生活を送れるよう、お子さんの健康や教育などの状態に合わせて、病院や学校などの関係する機関と連絡調整し、自立に向けた計画を作成し支援します。また、お子さんの状況・希望などを踏まえ、フォローアップを行います。



相談は無料です。
秘密は厳守いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病医療費助成制度(40ページ参照)の認定を受けた児童のうち、日常生活を営むのに著しく支障のある人に対し、日常生活用具を給付しています。

子育て給付課

住 所：高知市本町5丁目1番45号
高知市役所 本庁舎3階
T E L：088-823-9447
対応時間：平日8:30~17:15
(土日祝日・年末年始を除く)

詳しくは
こちらへ
→



対象者

小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けた児童(小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策の対象とならない方かつ、障害者の日常生活及び社会生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による施策の対象とならない方)で、日常生活を営むのに支障のある者。

用具の種類

給付の対象となる用具の種目は、「便器」「特殊マット」「特殊便器」「特殊寝台」「歩行支援用具」「入浴補助用具」「特殊尿器」「体位変換器」「車椅子(電動以外の場合)」「頭部保護帽」「電気式たん吸引器」「クールベスト」「紫外線カットクリーム」「ネブライザー(吸入器)」「パルスオキシメーター」「ストーマ装具(消化器系)」「ストーマ装具(尿路系)」「人工鼻」の18品目です。

なお、診療報酬の対象となる用具については、診療報酬の対象となる範囲を超えたものに関して、本事業の対象となります。



- 自己負担金や申請方法などの詳細につきましては、QRコードよりご確認ください。
- ご不明な点は、子育て給付課までお問い合わせください。

医療的ケアが必要なお子さんへの支援

子ども発達支援センター（子ども育成課）

住 所：高知市本町5丁目1番45号
高知市役所 本庁舎3階
T E L：088-823-9552
対応時間：平日8:30~17:15
（土日祝日・年末年始を除く）

- 子ども発達支援センターでは、医療的ケアが必要なお子さんの成長や発達に対する相談や支援を、関係機関と連携して行っています。
- 関係機関は市役所内のみならず、医療機関や下記『きぼうのわ』等、お子さんの成長や発達を支援する機関になります。

重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター『きぼうのわ』

住 所：高知県南国市小籠107番地 土佐希望の家医療福祉センター内
T E L：088-802-8250

（県庁担当課）

高知県子ども・福祉政策部障害福祉課 障害児支援担当

住 所：高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
T E L：088-823-9663
対応時間：平日8:30~17:15
（土日祝日・年末年始を除く）

詳しくは
こちらへ
→



どういうところ？

重症心身障害のある方や、医療的ケアの必要な方とご家族が、地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児とその家族はもちろん、医療機関・市町村などの関係機関からの相談に応じます。

また、医療的ケア児等コーディネーターの派遣調整や、支援機関等との連絡調整を行います。



医療的ケア児等
コーディネーターってなに？

- ・ 医療的ケア児等が、必要な医療・福祉・教育等の社会資源につながるよう、ご本人・ご家族の意思決定の支援を行う人です。
- ・ ご本人の成長と発達を見据えて、その人に合った支援が受けられるためのお手伝いをします。（コーディネーターは、専門的な研修を受けた相談支援専門員・保健師・看護師などです。）



「こんなこと相談していいのかな・・・」
と思うことも、まずはお気軽に
ご相談ください。



目に関する相談

高知県立盲学校

住所：高知市大膳町6-32
TEL：088-823-8721
対応時間：平日8:30~17:15
(土日祝日・年末年始を除く)

詳しくは
こちらへ
→



どういうところ？

盲学校では、視力や見え方など目に関することで心配のあるお子さんに対する教育相談を実施しています。また、親子で通って教員と一緒に遊びながら子どもさんとのかわり方等を学べる教室も開室しています。

視覚に障害のある幼児が通える幼稚部もあります。

対象

視覚(盲および弱視)や目に関する事で心配のあるお子さんとその保護者。

内容

教育相談



教員が随時相談に応じています。
就学に関するだけでなく、家庭での生活・育児についての相談も行っています。

就学前教室



小学校入学に備え、必要な視覚補助具や文房具の使い方の練習等を行っています。
(都合に合わせて来校曜日を決めます)

ひまわり教室

0歳からの早期教育および育児支援を実施しています。

毎週水曜日の10:00~11:00
(別日の設定も可能です)

親子で教員と一緒に遊びながら、子どもさんが大きく発達するこの時期に必要な視覚面等でのアプローチや、様々な情報提供を行っています。

幼稚部

年少から年長までのお子さんが対象となります。

ルミエールサロン

視覚障害者向けの生活用具や機器の展示をしています。

見学希望の方は事前に(Tel.823-8820)までご連絡ください。

月曜日~金曜日の9:00~17:00まで見学できます。



見学希望・利用希望の方は、まずはお問い合わせください。

きこえに関する相談

高知県立高知ろう学校

住 所：高知県高知市中万々78
T E L：088-823-1640
対応時間：平日8:30~17:15
(祝日・年末年始を除く)

詳しくは
こちらへ



どういうところ？

高知ろう学校では、聴覚障害教育支援センターを設置し「耳のきこえ」に障害のある全ての子どもたちをサポートするための相談支援体制を整えています。

なかでも、きこえに心配のある乳幼児は、できるだけ早期の教育的対応が必要だといわれます。そこで、0~5歳児(就学前)の教育相談等を随時実施しています。

教育相談等の対象

聴覚に障害のある0~5歳児(就学前)

内容

できるだけ早期から補聴器を活用したり、自然な言葉や手話(身振り表現)を使えるようになることで、何よりも子どもたちが心を通わすことのできるコミュニケーションの力を身に付けることをめざしています。

教育相談

随時、子育てや集団生活等の相談に応じます。

就学に関する相談にも応じています。



幼稚部(さくら、ゆり、ひまわりぐみ)

聴覚の活用を図るとともに、お子さんに適したコミュニケーションの方法を考え、ことばの素地を培います。

保育所や幼稚園との交流も行っています。



相談学級(ももぐみ)

週1回を基本(回数や日時はお子さんの状態や保護者のご都合により調整します)として、定期的な指導と相談を行います。

興味あふれる様々な楽しい活動を通して、発達の最適期を逃さないように、基礎的な力を育てていきます。



利用や見学希望の方はお気軽にお問い合わせください。
体験入学の機会もあります。

ここも
チェック!

図書館へ遊びに行きませんか?

「オーテピア」では、「オーテピア高知図書館」と「オーテピア高知声と点字の図書館」が協力して、以下のサービスを提供します。

※声と点字の図書館の利用は読書が難しい方に限られます。(オーテピア高知図書館の貸出図書はどなたでも利用できます。)

○ オーテピア高知図書館

TEL: 088-823-4946

住 所: 高知市追手筋2-1-1

開館日時: 火~金曜日 9:00~20:00、土日祝 9:00~18:00

(7・8月の土曜日は20:00まで)

休 館 日: 月曜日(祝日の場合は開館)、第3金曜日(8月及び祝日を除く)

資料特別整理期間、年末年始

○ オーテピア高知声と点字の図書館

TEL: 088-823-9488

詳しくは
こちらへ



通常の本での読書が難しい方へ

「読書が難しい」とは・・・

- ・ 視覚障害や目の病気などで、文字をそのままの大きさでは読めない。
- ・ 心や体の病気、障害などで長時間、読書を続けることが難しい。
- ・ 文字をうまく読むことができない、文章が長くなると内容がよくわからなくなる。
- ・ 寝たきりや、腕や手がうまく動かさせないため、本を持つことやページをめくることができない。 など



サービスの内容



対面音訳サービス (オーテピア高知図書館・オーテピア高知声と点字の図書館)

読書が難しい方に音訳ボランティア(読み手)が対面で本や雑誌などをお読みします。

遠方などで希望される方には、電話での音訳も行っています。

読書を支援する機器等 (オーテピア高知図書館・オーテピア高知声と点字の図書館)

拡大読書器、デージー録音図書再生機、活字自動読み上げ機、音声パソコン、活字ディスプレイ、レーズライター、ルーペ、筆談ボード、ヒアリングループ など

資料貸出サービス (バリアフリー図書館で読書をサポート)

読書が難しい方が読めるように、工夫されたいろいろな本があります。

○ オーテピア高知図書館の資料
さわる絵本、手話付き絵本、布絵本、LLブック、大活字本、カセットブック、朗読CD、字幕付きDVD、電子書籍

○ オーテピア高知声と点字の図書館の資料

点字図書、録音図書(声の本)、マルチメディアデージー図書



来館ができない方へのサービス



宅配貸し出しサービス

(オーテピア高知図書館)

病気やけが、障害などの事情により、お近くの図書館への来館ができない方を対象に、本やCDなどをお届けします。(送料無料)

録音・点字図書郵送貸出サービス

(オーテピア高知声と点字の図書館)

録音図書、マルチメディアデージー図書、点字図書や録音図書再生機も貸し出しています。

電話で利用登録・貸出申込みができ、ご自宅へ図書を郵送します。(送料無料)

聴覚障害のある方へのサービス

筆談サービス



障害者に関する資料について (オーテピア高知図書館)

○ 健康・安心・防災スペース

医療、社会保障、子育て支援（発達障害）、さまざまな専門書、雑誌等を充実させています。

○ ことばと国際交流コーナー

点字や手話について学ぶための本があります。

オーテピア高知声と点字の図書館では、図書サービスだけでなく、拡大読書機やルーペ、音声時計、音声体温計・体重計など、「見えない」「見えにくい」をサポートする様々な用具・機器の展示や、相談も行っています。

お気軽にお問い合わせください。



歯の健康に関する相談

詳しくは
こちらへ



高知県歯科医師会 歯科保健センター

住 所：高知市丸ノ内1丁目7番45号
総合あんしんセンター 1階

T E L: 088-824-7862

対応時間(予約含む)：平日 ① 9:00~12:00 ② 13:00~16:00
(祝日・年末年始を除く)

対象

- 障害があり歯の治療に不安がある人
- 身体の緊張が激しくじっと姿勢を保つ事が難しい人
- 口の機能が不十分で食事が十分にとれない人
- 口の障害のために発音、発語がはっきりしない人 など

治療より予防!
食事のことも含めた口
腔ケアについて、乳児
期からご利用ください。

内容

具体的には…

- 健康相談(健康管理、日常生活の相談)
- 予防と定期健診(歯みがき指導、定期健診)
- お口の中の病気の相談・治療
(むし歯・歯周病の治療、そしゃくや発音の機能回復)



時間

診療

毎週土曜日(年末年始、祝日は除く)

10:00~12:00 13:00~16:00 ※**要予約**

隔週木曜日(月2回)

第2木曜日13:00~16:00 第4木曜日14:00~16:00 ※**要予約**

その他

- 診療は予約制です。
- 健康保険証・受給者証・身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方は
ご持参ください。
- 着衣が汗などで汚れることがありますので、着替えをお持ちください。
- 保護者または付き添いの方が必ず同伴してください。



その他の医療機関については、各歯科医療機関に
各自お問い合わせください。

63ページ記載の「医療ネット」をご活用いただければ、県内
の歯科医療機関が検索できます。

児童福祉に関する専門的相談

子ども家庭支援センター

住 所：高知市本町5丁目1番45号
高知市役所 本庁舎3階
T E L：088-823-1212
088-823-9489(通告専用)
対応時間：平日8:30~17:15
(土日祝日・年末年始を除く)

詳しくは
こちらへ



内容

養育の支援が必要なご家庭の悩みや心配ごとについて、相談に応じています。
来所の場合はあらかじめご連絡ください。
また、虐待に関する通告の窓口にもなっています。

高知県中央児童相談所

住 所：高知市若草町10-5
T E L：088-821-6700
088-844-0035(療育手帳)
対応時間：平日8:30~17:15
(土日祝日・年末年始を除く)

詳しくは
こちらへ

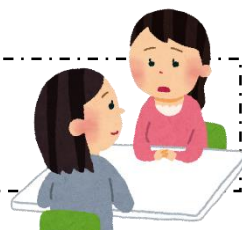


内容

子ども(18歳未満)に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする相談に対応しています。また、療育手帳の判定も行っています。

利用方法

相談は予約制です。
緊急の場合を除き、相談をご希望の方はあらかじめお電話ください。



就園前～就園

就園前に利用できる施設

一時保育

高知市保育幼稚園課

住所：高知市本町5丁目1番45号
高知市役所 本庁舎3階
TEL：088-823-4012
対応時間：平日8:30～17:15
(土日祝日・年末年始を除く)

詳しくは
こちらへ



ご家庭で子育てされている方のお子さんを一時的に保育所でお預かりします。
※ 市内6か所の保育所でお預かりします。

どのようなときに
利用できますか？



このようなときに利用できます！

- 毎日ではないが、月に数日仕事があつて、お子さんを預けたいとき
- 出産や急な病気、通院のためにお子さんを預けたいとき
- リフレッシュしたいとき

対象

高知市在住で、保育所・幼稚園・認定こども園等に在籍していないお子さん

病児保育

子ども育成課(子育て支援担当)

住所：高知市本町5丁目1番45号
高知市役所 本庁舎3階
TEL：088-823-9482
対応時間：平日8:30～17:15
(土日祝日・年末年始を除く)

詳しくは
こちらへ



- 病中または病気の回復期にあるお子さんを、勤務等の都合のために家庭で保育できない保護者に代わって、医療機関等に併設された施設で保育士と看護師が医師と連携をはかりながら、一時的にお預かりします。
- お子さんの発達状態等により、預けるにあたって心配がある場合は、事前に施設へお問い合わせください。

対象

- ① 高知市に住所があること
- ② 保育所等に在籍しているお子さん、または小学校1～3年生までのお子さん
(一部施設では対象年齢が異なります。)
- ③ 病中または病気の回復期で集団保育が困難であり、かかりつけ医からこの事業の利用が可能と判断されたお子さん
- ④ 保護者が勤務等の都合で、家庭で看護することが困難なお子さん

※ 以上の要件をすべて満たすお子さん

ひまわり園

住所：高知市丸ノ内1丁目6-46

TEL：088-823-9552(初回相談はこちらまで)
088-823-1217(直通)

対応時間：平日8:30~17:15
(土日祝日・年末年始を除く)

詳しくは
こちらへ
→



どういところ？

- 遊びや活動(個別/集団)を通して、お子さんの得意なことを伸ばしたり、苦手なことへの手立てを考え、就園までの支援を行います。
また、保護者同士の交流や子育てに関する相談を行い、親子の成長を促す支援を行います。
- 職員は「園長」「保育士」「保健師」「理学療法士」「心理士」がいます。
- **親子での通園**となります。
- お子さんの発育・発達に合わせ、「ひまわり園」もしくは「ゆったりっこクラス」への通園となります。



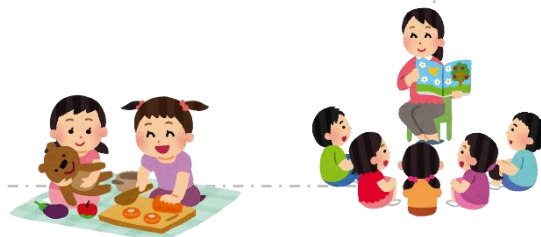
子どもたちやお家の方と一緒に、楽しい遊びや安心できる時間を過ごしながら、子どもたちの成長を見守り、喜び合っていきたいと思います！

対象

- 高知市在住の乳幼児で、発育や発達に遅れや不安のある**未就園**のお子さん及びその保護者
- 高知市在住の医療的ケアが必要な**未就園**のお子さん及びその保護者(※主治医の通園許可が必要です。)

開園日・費用

- **開園日**
<ひまわり園> 平日(月曜~金曜 祝日や年末年始は除く)
<ゆったりっこクラス> 第1・3火曜日、第2・4木曜日 (月3~4回程度)
- **開園時間**
<ひまわり園> 9:30~12:00
<ゆったりっこクラス> 9:30~11:00
- **費用** 無料




1日の流れや年間行事

<ひまわり園>

9:30	登園	
	運動遊び	
9:50	作って遊ぼう、排泄	
10:00	親子遊び、片付け	
11:00	みんなで一緒に(ふれあい遊び、ハンモック等)	
11:20	昼食(各自持参)、歯みがき、排泄	
11:45	絵本	
11:55	帰りの会	
12:00	降園	

<ゆったりっこクラス>

9:30	登園	
	遊びを通した療育支援 (音遊び、感覚遊びなど)	
	親子遊び	
	親子でふれあい遊び	
	親子絵本	
	絵本の読み聞かせ	
	帰りの会	
11:00	降園	

<年間行事>

7月	プール	
10月	運動会	
11月	遠足	
12月	クリスマス会	
3月	大きくなったねの会	
随時	園医健診・歯科健診 保護者学習会・保護者交流会(年3回) 保育園交流(年8回)・お楽しみ会・避難訓練	

特別支援保育に関すること

高知市保育幼稚園課

住 所：高知市本町5丁目1番45号
高知市役所 本庁舎3階
T E L：088-823-4012
対応時間：平日8:30～17:15
(土日祝日・年末年始を除く)

高知市の特別支援保育は、すべての子どもが共に育ちあうことを目的に、一つの集団の中で保育する【統合保育】の形態で実施しています。

特別支援担当保育士の配置について

- 特別支援保育の実施にあたっては、支援を要する状況に応じて、担当保育士を配置することとしています。
- 配置の要否は、障害者手帳等の交付状況、聞き取りや面接等によってお子さんの状態を確認したうえで保育幼稚園課が決定します。
- 新しく入所申請するお子さんは窓口での聞き取りと面接で検討いたします。
(22ページ参照)
- 在園しているお子さんは、**次年度に向けて在園施設より保育幼稚園課へ申請し**、担当保育士の配置を検討します。随時ではありません。(※保護者の了承が必要になります)

配置までの流れ(在園しているお子さん)

在園施設より保育幼稚園課へ申請(9月頃)

書類・園訪問での聞き取り・面接(10～11月)

検討会・配置の必要性の決定(1月)

次年度より、特別支援担当保育士配置



・ 診断名等での配置決定ではなく、園訪問での聞き取りや生活の様子を見たとうえで配置について検討していきます。

・ 申請があったお子さんでも、配置の必要がないと判断する場合があります。

- ・ 配置がついているお子さんも上記の時期に見直しを行い、次年度の配置について検討を行います。
- ・ お子さんの成長によって次年度の配置が必要ないと判断する場合がございます。

認定こども園・小規模保育施設・事業所内保育施設等では、特別支援保育士の配置について、上記の手続きと異なる場合があります。

詳しくは保育幼稚園課や在園施設へお問い合わせください。



保育所等の入所申請

高知市保育幼稚園課

住 所：高知市本町5丁目1番45号
高知市役所 本庁舎3階
T E L：088-823-4012
対応時間：平日8:30~17:15
(土日祝日・年末年始を除く)

詳しくは
こちらへ



心身において特別な配慮が必要なお子さんや、 発育・発達の面で気になるお子さんの申請の流れ

入所申請の申込み



- ・ お子さんの健康状況について、該当する箇所に記入をお願いします。
- ・ 入所申請書とじこみの「受診・相談機関等に対する調査について」の承諾書をご提出ください。

例えば・・・

- ・ 通所サービス等を利用している
- ・ 身体障害者手帳、療育福祉手帳、特別児童扶養手当証書を持っている
- ・ 発育や発達の面で気になる様子があり、相談や受診をしている
(例：高知県立療育福祉センター、児童デイサービス〇〇等)
- ・ 乳幼児健診で気になる様子が見られた
(例：1歳半健診で言葉の遅れ等)

窓口での聞き取り・お子さん同伴での面接

- ・ 担当の保育士・保健師・職員が保護者の方にお話を聞きながら、お子さんの様子を見させていただきます。

病状調査など

保護者承諾のもと、主治医や関係機関に健康状態や保育上配慮が必要な事柄を確認させていただきます。



検討会(入所可否・特別支援担当保育士配置の必要性について)

日々の通園と集団保育が可能かどうか、また特別支援担当保育士の配置が必要かどうかを検討します。

決定(入所の可否・特別支援担当保育士配置の必要性の決定)

- ・ 面接・病状調査などを踏まえた検討結果、特別支援担当保育士の必要性、入所選考の結果により入所の可否を決定します。

○ 申込時期

4月入所申込は12月初旬から中旬に受付しており(期間が決まっています)、5月以降の途中入所の申し込みは入所希望月の前々月の末日を締め切りにし、随時受付しています。

○ 入所にあたっての相談

お子さんの入所を考えるにあたって、不安なことや心配なことがあればご相談ください。保育士・保健師が相談に応じます。

○ 在宅医療・医療的ケアを行っているお子さん

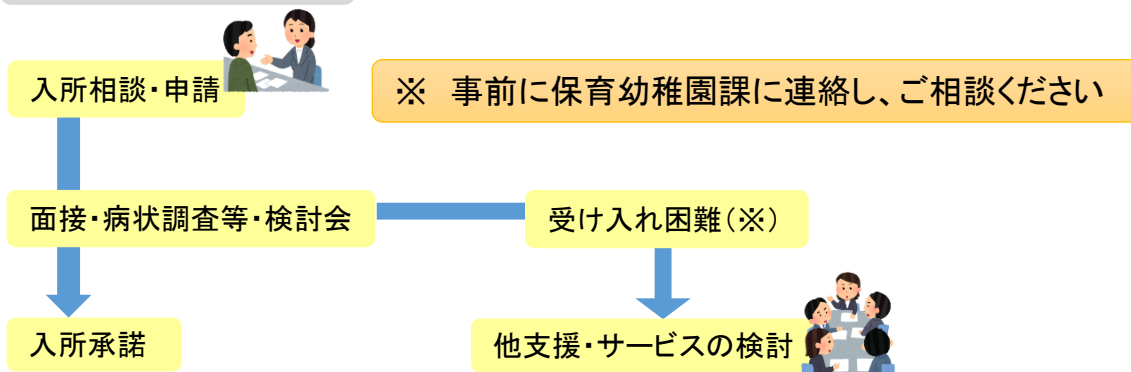
一定の基準を設けておりますので、早めにご相談ください。

医療的ケアが必要なお子さんの入所について

詳しくは
こちらへ



入所決定までの流れ



(※)お子さんを安全にお預かりするために、一定の基準を設けておりますので、詳しくは保育幼稚園課まで早めにご相談ください。

保育施設等での受け入れ体制



- 医療的ケアは看護師等(看護師・保健師・助産師)が行います。
- 医療的ケアを行う看護師等は在園児の健康管理を担当している看護師とは別に配置します。(医療的ケア児通園支援事業利用の訪問看護師の対応を含む)

経管栄養

喀痰の吸引(口腔・鼻腔内吸引)

導尿

3行為の実施を基本とする

○ 在園しているお子さんが医療的ケアが必要になった場合は、必ず在園施設・保育幼稚園課にご相談ください。お子さんの医療的ケアを行う看護師が決まるまでは保護者の方に医療的ケアの実施をしていただくことがあります。

○ 保育施設へ入所していても、お子さんの心身状況の変化により、入所を続けることが難しくなることもありますのでご了承ください。

医療的ケア児通園支援事業



訪問看護師による定期的な訪問で、所定時間内において実施することが出来るケアを保護者に代わって訪問看護師が実施し、その利用料を、保護者に代わり市が負担するものです。

訪問看護ステーションの決定、契約

保護者が医療的ケア実施

訪問看護師に手技を伝える

事業実施



- ・ 保護者の方に同伴していただき、段階的に医療的ケアを引き継いでいきます。
- ・ 保護者、入所園、訪問看護師全員が訪問看護師によるケアで十分と判断したら保護者の同伴は不要となります。

就学

就学相談

いつから就学相談ができますか？



対象幼児

- 基本的には、年長児のお子さんを対象に就学相談を行います。4・5月に就学相談の案内を保育所・幼稚園等へ配付します。5～7月頃までに面談日を設定します。
- 年長までのお子さんの相談については、個別に教育研究所までお問い合わせください。
- 初回相談は保育所・幼稚園等で行います。その後は、必要に応じて電話相談や面談を行います。

就学相談ではどんなことを相談できますか？



相談内容

- お子さんのことについて、全般的にお話をお伺いします。そのうえで、相談を開始しますので、心配なことや気になることがあれば、お構いのない範囲でお話してください。
- 発達検査や知能検査を受けたことがおありでしたら、その結果をご持参ください。

特別支援学級・特別支援学校への入級・入学を
考えているのですが…？



- 特別支援学校や特別支援学級を希望される場合、入学・入級の適否について、高知市教育支援委員会(医師や大学教授、心理士、特別支援教育関係の教職員などの専門的な立場の委員で構成)にはかり、高知市教育委員会が総合的に判断します。
- 特別支援学級を含む学校見学は、1学期と2学期に予定しています。

就学時健康診断について教えてください。



- 10月中旬に年長児の保護者あてに案内が郵送され、11月初旬から12月初旬にかけて実施されます。
- 就学時健康診断の内容は、内科検診、歯科検診、視力検査、発達検査となっています。
- ご住所の校区の小学校で受診してください。

特別支援教育に関する相談

教育研究所 特別支援教育班

住 所：高知市棧橋通2丁目1-50 アスパルこうち 2階・3
T E L：088-832-4492
対応時間：平日8:30~17:15
(土日祝日・年末年始を除く)

詳しくは
こちらへ



教育研究所は、高知市教育委員会の機関です。
高知市に在住しているお子さんの、特別支援教育に関する相談をお受け
ています。



特別支援学校



- 知的障害、肢体不自由、病弱、視覚障害、聴覚障害の特別支援学校があります。
- 知的障害や肢体不自由の特別支援学校はスクールバスが運行されています。

特別支援学級

- 小・中・義務教育学校に設置されます。
- 知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害の特別支援学級があります。

通級による指導



- 通常の学級に在籍している子どもさんが対象です。
- 言語障害通級指導教室(小学校2校)とLD/ADHD通級指導教室(小学校1校、中学校1校)があります。
- 他校の子どもさんも通ってきています。

通常の学級



- 通常の学級でできる、合理的配慮(注)をしなが
ら支援をしています。



(注)合理的配慮とは

障害のある子どもが他の子どもと平等に教育を受けることができるように、学校の設置者や学校が必要な変更や調整を行うものです。体制面や財政面で過度の負担がないものとされています。

就学相談



- 保育所等から小学校、小学校から中学校への就学時に就学相談を実施しています。
- 地域の小・中学校と特別支援学校では、子どもさんにとってどちらがよいのか、小・中学校では特別支援学級で支援を受けた方がよいのかなどについて相談・審査しています。

教育相談



- 小・中学校に通っているお子さんで、発達の遅れや社会性の課題、集中力の課題など、心配なことがある場合に相談を受けています。
- 学校と協力しながら、ともに支援方法について考えていきます。

病弱のお子さんの教育



通学による学びの場としては、病気の程度に応じて、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級が考えられます。

入院が必要になった場合



高知大学医学部 附属病院	高知県立高知江の口特別支援学校 高知大学附属病院分校にて学習
高知医療センター	高知市立三里小・中学校池分室にて 学習
独立行政法人 国立病院機構高知病院	高知県立高知江の口特別支援学校 国立高知病院分校にて学習
その他の病院	高知県立高知江の口特別支援学校本校 の教員が入院している病院を訪問して学 習(要相談)



入院中は、医師の許可のもと、体調管理をしながら、学習に取り組みます。学習支援を受けるためには、転校の必要があります。退院すれば、もとの学校へもどることになります。

医療的ケアの必要なお子さんへの支援

高知市立学校では、「高知市立学校における医療的ケア実施要綱」に基づき、主治医の意見書や指示書のもと、学校での看護師等による医療的ケアが実施可能と判断した場合は、訪問看護ステーションへの委託等により、学校において医療的ケアを実施します。

就学相談について

医療的ケアが必要なお子さんや肢体不自由等があるお子さんで、はやめの就学相談を希望される場合は、お気軽にご相談ください。



ことばの発達に関する相談

教育研究所 特別支援教育班	直通	088-832-4492
はりまや橋小学校 ことばの教室	直通	088-882-0273
第六小学校 ことばの教室	直通	088-822-2821



ことばの教室とは

- 正式名称は「言語障害通級指導教室」です。
- ことばの発達に心配のある小学生が、通常の学級に在籍しながら、週に1回程度、指定された曜日、時間にだけ通う教室です。
- 教室に通うときは、保護者が付き添うことを原則としています。
- ことばの教室は「はりまや橋小学校」と「第六小学校」に設置されていて、担当地域は、おおよその目安として、南北の電車通りの東側は「はりまや橋小学校」、西側は「第六小学校」となっています。

内容

- ことばの障害やその程度に応じて、個人指導または少人数のグループ指導を行います。

きつおん

吃音のある子に

吃音への理解を促すと共に、吃音と上手に付き合いながらコミュニケーションを楽しめるように支援します。



ことばの発達が遅い子に

語彙を増やしたり、より分かりやすい表現の仕方をやり取りしながら学習していきます。

こうおん

構音に課題のある子に

正しい音で話そうとしても正しく音を出すことができないので、段階的な指導を行い、日常生活の中での構音が可能になるようにしていきます。

場面によって話せなくなる子に

子どもさんと話をしながら意思表示の方法を探っていきます。ことばで話すだけでなく、選択肢から選んだり、うなずいたり子どもさんが表現しやすい方法を見つけっていきます。



就学前の相談について

- 年長児の相談を行っています。発音がはっきりしない、発音していることばが鼻へぬける、ことばの発達が遅い、吃音など話しことばのリズム障害、園では話さない等の相談を受けています。
- 初回相談は予約が必要です。教育研究所特別支援教育班か担当地域のことばの教室へお問い合わせください。

LD・ADHDに関する相談

教育研究所 特別支援教育班

住 所：高知市棧橋通2丁目1-50 アスパルこうち 2階・3
T E L：088-832-4492
対応時間：平日8:30~17:15
(土日祝日・年末年始を除く)

わくわく教室とは

- 正式名称は「LD・ADHD通級指導教室」です。
- 通常の学級に在籍している小学生と中学生でLD(学習障害)、ADHD(注意欠如・多動性障害)やその疑いのある児童生徒が週に1回程度、指定された曜日、時間にだけ通う教室です。
- 教室に通うときは、小学生については保護者が付き添うことを原則としています。
- わくわく教室は小学生と中学生の教室があり、潮江小学校と潮江中学校に設置されています。

内容

学習や生活上の課題に対応するため、LDやADHDの特性を踏まえて認知や運動、ソーシャルスキル等に関する指導を行います。

どくじ

読字が苦手な子に



学習のための基本動作(目と手の
きょう おう
協応した動き、姿勢や作業の持続性
等)を自己調整できるようにしています。

集中できる時間が短い子に



子どもさんの興味・関心のあること
や得意なことを活用して集中できるよ
うにします。

しよじ

書字が苦手な子に



タブレット端末でアプリを活用したり、
ワークシートを使ったりして学習してい
ます。

不安や緊張が高い子に



一対一の関わりの中で安心して自
分の思いを表現できるようにします。

人との関わりが苦手な子に



ゲームなどを通して人と関わる楽しさ
を味わえるようにします。

行動の調整が苦手な子に



ルールや決まりを守ることや場に
応じた適切な言動が取れるように具
体的に学びます。

LDやADHDに関するご相談は、随時お受けしています。

子どもの障害福祉制度

手帳に関する相談



障がい福祉課

身体障害者手帳(管理担当) TEL : 088-823-9056

療育手帳(医療福祉担当) TEL : 088-823-9053

住所 : 高知市本町5丁目1番45号 高知市役所 本庁舎1階

健康増進課

精神障害者保健福祉手帳(精神・難病担当) TEL : 088-803-8005

住所 : 高知市丸ノ内1丁目7番45号 総合あんしんセンター1階

対応時間(いずれも) : 平日8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)

身体障害者手帳の交付

詳しくは
こちらへ



肢体不自由、視覚、聴覚または平衡機能、音声・言語またはそしゃく機能、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、肝臓、免疫機能に障害のあるお子さんに、その程度により1級から6級までの区分で手帳を交付します。

療育手帳の交付

詳しくは
こちらへ



知的の面で発達に障がいのあるお子さんに交付されるものです。

高知県中央児童相談所において知的障害があると判定された方に、県知事が交付するものです。

障害程度によりA1(最重度)・A2(重度)・B1(中度)・B2(軽度)の区分で手帳を交付します。

精神障害者保健福祉手帳の交付

詳しくは
こちらへ



何らかの精神疾患(てんかん、発達障害を含む)により、長期にわたり日常生活または社会生活への制約があるお子さんに、その程度により1級から3級までの区分で手帳を交付します。

お近くの窓口のご案内

身体障害者手帳やタクシー・ガソリンチケットなどの申請手続きは、障がい福祉課以外にも次の4か所の相談窓口でもできます。

お近くの窓口をご利用ください。

施設名	住所	電話番号
東部健康福祉センター	葛島4丁目3-3	088-882-9380
南部健康福祉センター	百石町3丁目1-3	088-878-9060
障害者福祉センター	旭町2丁目21-6	088-873-7717
春野あじさい会館	春野町西分1-1	088-894-5977



- いろいろな福祉制度を利用するには、原則として手帳が必要となります。
手帳があることで一貫した相談や助言が受けやすくなります。
- 手帳の申請については、申請書や医師の診断書が必要です。
- お子さんの障害の程度の変化や年齢に応じて、手帳の更新が必要になります。

- ふくふくまっぷには、主な福祉制度をご紹介しておりますが、高知市が発行している「障害福祉のしおり」「高知市の障害福祉サービス等の利用の手引き」には、さらに詳しく制度のご紹介をしておりますので、併せてご確認ください。

通所サービス



通院先の先生から「児発」に行くよう勧められました。これって何のことですか？

保健師さんから「事業所」の見学に行くように言われたのですが…

- 通所サービス（障害児通所支援）の利用を勧められたのですね。これらは、障害児通所支援と呼ばれる福祉サービスの1つです。
- サービスを提供する施設は、「児童発達支援事業所（児発）」、「事業所」、「通所支援事業所」と呼ばれています。
- サービス自体は、「療育」や「（療育）支援」と呼ばれたりもします。



通所サービス（障害児通所支援）

サービスの種類	内容
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などに加えて、治療を行います。
保育所等訪問支援	利用者が通う保育所等に出向き、本人や訪問先へ集団生活の適応支援を行います。
放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います。
居宅訪問型児童発達支援	利用者の居宅へ訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与等の支援を行います。

- ・ 通所サービスは、幼児健診、保健師や心理士等の専門職、医療機関等により支援の必要性が認められた児童が利用します。
- ・ サービスを利用するためには手続きが必要（32ページ参照）ですが、診断や手帳の有無は問いません。
- ・ サービスの内容は主には上記に記載しているものとなりますが、事業所によって支援の内容や特徴が異なります。
- ・ 高知市では、障がいの有無に関わらず、お子さんが適切な支援を受けられるよう、また、利用しやすいようにできる限り、地域に多くの事業所を設置できるよう努めています。高知市内の指定通所支援事業所に関しては、32ページの注釈※1右側のQRコードより、一覧をご覧ください。





通所サービスを利用する時間や頻度はどのくらいかを教えてください。

利用時間

- 利用時間は、「児童発達支援」を利用される未就学のお子さんだと約1時間程度、「放課後等デイサービス」を利用されるお子さんだと、放課後や長期休暇中の数時間程度の利用となります。
詳細な利用時間やスケジュールに関しては、各事業所にお問い合わせください。
- 1日お預かり型の事業所では、朝から夕方までのスケジュールで行うところもあります。

利用頻度

- 頻度は、お子さんの状況や環境、ご家族の方の利用意向等により、決定します。
- また、月に受けられるサービスの日数には上限があるため、上限の範囲内でお子さんの利用計画を決定していきます。



利用料はかかりますか。

利用料

- 通所サービスは、利用の申請を行い、「受給者証」(○ページ参照)を取得することで、国と自治体から利用料の9割が給付され、1割の自己負担でサービスが受けられます。利用した日数に応じた利用料を支払います。
- ※ ただし、前年度の世帯所得によって、ひと月に負担する額の上限が決められていますので、利用する日数が多くても下記の金額以上の負担は発生しません。

対象となる世帯 (保護者の属する住民基本台帳での世帯)	月額負担上限額
生活保護受給世帯 市民税非課税世帯	0 円
市民税課税世帯 (前年度所得が890万円以下の世帯)	4,600 円
上記以外 (前年度所得が890万円を超えた世帯)	37,200 円

- 事業所によっては、別途テキスト代やおやつ代が必要な場合がありますので、詳しくは各事業所にお問い合わせください。



通所サービスを利用したいのですが、
どのような手続きをしたらよいですか？

相談の流れは、
こちらです。



相談



- ・ 児童発達支援事業所の一覧※1、各事業所のホームページやチラシ等をご覧ください。
- ・ 気になる事業所に連絡し、見学・面談の予約を入れてください。

見学

- ・ 事業所の空き状況、療育の内容、費用、利用可能な回数等をご確認ください。

申請



- ・ 利用したい事業所が決まりましたら、福祉サービスの利用申請が必要になりますので、地域の「障害者相談センター」※2 に連絡をしてください。
事業所の利用計画案※3を作成し、障がい福祉課へ提出するお手伝いをさせていただきます。

支給決定

- ・ 障がい福祉課が支給決定し、「受給者証」※4を交付いたします。

契約

- ・ 利用する事業所に受給者証を提示して、契約をしてください。

利用



モニタリング

- ・ サービスの有効期限が近づいてきたら、相談員等が利用計画の内容が適切であるか確認し、継続してサービスが利用できるよう支援いたします。

【注釈】

※1 児童発達支援事業所の一覧

高知市障がい福祉課のホームページに最新の情報が掲載されています。

詳しくは
こちらへ
→



※2 障害者相談センター

高知市では、東西南北の4地域にセンターを設置しており、担当地域のセンターにご連絡いただければ、相談員が様々な相談に対応いたします。

詳しくは
こちらへ
→



※3 利用計画案

福祉サービスの利用計画案の作成には、2つの方法があります。

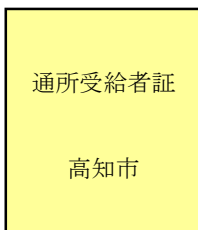
- 相談支援専門員に担当してもらい、作成する。
- ご家族が作成する。(セルフプラン)

相談支援専門員とは？

利用者の方やそのご家族に対し、生活上のアドバイスや必要な支援をコーディネートします。利用者1人1人の状況に合わせた支援を提案させていただきますので、お気軽にご相談ください。



※4 受給者証



- ・ 福祉サービスを利用するのに必要な情報が記載されています。利用の際に、事業所等に提示してください。
- ・ 紛失した場合は、再発行の手続きが必要になりますので、大切に取扱ってください。
- ・ 児童発達支援事業所の利用の場合は、受給者証は「通所受給者証」という黄色の冊子になります。

日常生活用具の給付や補装具費の支給など

障がい福祉課 医療福祉担当

住 所： 高知市本町5丁目1番45号
高知市役所 本庁舎1階

T E L： 088-823-9053

対応時間： 平日8:30～17:15(土日祝日・年末年始を除く)

詳しくは
こちらへ
→

高知市公式HP



障害福祉のしおり



日常生活用具とは？

- 障害児・者または難病等の方の自宅での日常生活を容易にするため、生活用具の給付等を行うものです。
- 障害者総合支援法の事業の一つとして、地域生活支援事業において実施されており、市町村により給付品目・補助基準額・対象者等が異なります。
- 給付対象となる日常生活用具の個数は、1品目につき1個です。

対象

- 申請する時点で、「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「療育手帳」のいずれかを所持している方
- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に定める疾病による障害のある方で、その障害内容及び程度が給付希望品目の要件を満たしている方。

申請方法・窓口

- 申請書に購入希望業者の見積書、カタログの写しを添えて、市に提出してください。
※品目により担当職員による現地調査やケアプランの提出等が必要な場合があります。
- 窓口は29ページに記載している場所となります。

負担額等

- 利用者負担は原則として1割です。ただし、所得に応じて一定の負担上限があります。(生活保護世帯・市民税非課税世帯は、無料)
- 本人又は配偶者(18歳未満の児童については、世帯員のうち市町村民税の所得割の最多納税者)の市町村民税の所得割が46万円以上の場合、給付対象外となります。



給付できる用具や対象の詳細は、QRコードよりご確認ください。
ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

補装具とは？

- 障害者(児)の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づいて給付され、障害者(児)の失われた身体機能を補うまたは代替するための、更生用の用具をいいます。

対象

- 支給を申請する時点で、「身体障害者手帳」を所持している方
- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に定める疾病による障害のある方で、判定医療機関での判定等により補装具が必要であるとされた方

申請方法・窓口

- 補装具費の支給は各市町村が行います。

※ 必ず事前に、申請者が支給対象者になるかを、障がい福祉課までお問い合わせのうえ、ご利用ください。

負担額等

- 利用者負担は原則として1割です。ただし、所得に応じて一定の負担上限があります。(生活保護世帯・市民税非課税世帯は、無料)
- 本人又は配偶者(18歳未満の児童については、世帯員のうち市町村民税の所得割の最多納税者)の市町村民税の所得割が46万円以上の場合、給付対象外となります。
- 補装具費の支給の対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個ですが、職業または教育上など、特に必要と認められた場合は、2個とすることが可能です。また、修理期間中の代替用については支給の対象となりません。

高知市公式HP

障害福祉のしおり



詳しくは
こちらへ
→



詳細は、各QRコードよりご確認ください。
申請をご検討の方は、障がい福祉課まで、
お気軽にお問い合わせください。

難聴児補聴器購入助成事業

事業内容

- 「身体障害者手帳」の交付対象とならない難聴児に対して、言語獲得の促進、よりよいコミュニケーションの確保を目的として、補聴器の購入に要する費用の一部を助成する制度があります。
- 申請には、医師の証明などが必要です。助成条件がありますので、事前に障がい福祉課(医療福祉担当)までご相談ください。

対象

- 高知市内在住の18歳未満の児童
- 両耳の聴力レベルが30デシベル以上(30デシベル未満でも対象となる場合があります。)
- 聴覚障害の身体障害者手帳を所持していない
- 医師が補聴器の使用を認めている
- 同一世帯の市民税最多納税者の納税額が46万円未満
※ 障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度と同じ所得制限です。
- 同一世帯の市民税最多課税者が県税及び市税を滞納していない

助成金額

- 各補聴器に定められている基準額のおおむね3分の2を限度に補助します。
※ 事前の申請が必要です。
※ 更新の場合、原則として前回購入日から5年経過後とします。
※ イヤモールド交換を含め、修理についての補助はありません。

高知市公式HP

障害福祉のしおり

詳しくは
こちらへ
→



詳細は、各QRコードよりご確認ください。
申請をご検討の方は、障がい福祉課まで、
お気軽にお問い合わせください。

医療的ケアが必要なお子さんの保護者の方へのサービス

高知市重症心身障害児等在宅レスパイト事業

障がい福祉課 基幹相談支援担当

住 所：高知市本町5丁目1番45号

高知市役所 本庁舎1階

T E L：088-823-9378

対応時間：平日8:30～17:15(土日祝日・年末年始を除く)

詳しくは
こちらへ
→



事業内容

在宅生活を送っている日常的に医療的ケアが必要なお子さんの健康の保持と、その介護にあたる保護者等の介護負担の軽減(レスパイト)を図ることを目的として、自宅に訪問看護ステーション等から看護師を派遣し、保護者等が行っている医療的ケアおよび療養上の世話を一定時間代替する事業です。

対象

高知市に住民票がある障がいのあるお子さんで、日常生活を送るために下記の医療的ケアを要するお子さんを介護する同居のご家族。

医療ケアの内容

1	人工呼吸器管理 ※1	7	中心静脈栄養 (IVH)
2	気管内挿管、気管切開	8	経管 (経鼻又は胃ろうを含む)
3	鼻咽頭エアウェイ	9	腸ろう又は腸管栄養
4	酸素吸入	10	継続する透析 (腹膜灌流を含む)
5	6回/日以上 of 頻回な吸引	11	定期導尿 (3回/日以上) ※2
6	ネブライザー (6回/日以上又は継続使用)	12	人工肛門

備考 ※1 毎日行う機械的加圧を含むカフマシン・NIPPV・CPAPなどは、人工呼吸器管理に含む

※2 人工膀胱を含む



どのようなケアが受けられるの？
利用時間に制限はありますか？



- ・ケアの内容は食事ケア、排泄ケア、体位変換などです。（入浴介助や外出支援は除きます。）
- ・利用時間は1回につき、2時間から4時間までの30分単位です。年度あたり24回を超えない範囲で72時間を上限とします。

利用者負担

利用者区分	利用時間				
	2時間	2時間30分	3時間	3時間30分	4時間
生活保護受給世帯 市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円
18歳未満 (所得割28万円未満)	180円	220円	270円	310円	360円
上記以外	1,500円	1,880円	2,200円	2,630円	3,000円

利用に関する注意事項



- ・申請の前に、本事業の利用対象に該当しているかご確認ください。
- ・事業の利用可否について、主治医および訪問看護ステーション等にご確認ください。
- ・次のページをご覧ください。申請書類を準備し、障がい福祉課に申請して下さい。
- ・**利用年度ごとに申請が必要です。**

申請書類

詳しくは
こちらへ
→



- ① 高知市重症心身障害児等在宅レスパイト事業利用登録申請書
- ② 重症心身障害児等在宅レスパイト事業医師指示書
- ③ 高知市重症心身障害児等在宅レスパイト事業 指示書費 請求書
- ④ ②の医師指示書の作成に係る領収書(原本)

- ※ ①②③については、高知市ホームページからダウンロードできます。
- ※ ②③④については、すでに利用中の訪問看護指示書に、事業における医療的ケアの指示が併せて明記されていれば、その写しのご提出で省略することができます。



訪問看護指示書を本事業のために改めて求める必要がある場合、課税状況により医師指示書作成費用を上限3000円まで補助が受けられます。その場合に上記の③④が必要です。

利用者区分	生活保護受給世帯 市町村民税非課税世帯	18歳未満 (所得割28万円未満)	左記以外
市負担額	3,000円	2,970円	2,700円

利用について

利用決定後、利用者負担額の区分などが記載された利用登録決定通知書と在宅レスパイト事業利用証が届きます。

事前に利用希望日時を予約し、利用日に在宅レスパイト利用事業所に支援日時等を記載してもらってください。

利用者負担額は訪問看護ステーションに直接お支払いください。

キャンセル料は訪問看護事業者の定めによるものとします(市はお支払いしません)。

経済的支援

医療費公費負担制度



医療費公費負担制度 (子育て給付課)

住 所 : 高知市本町5丁目1番45号 高知市役所 本庁舎3階
 T E L : 088-823-9447
 対応時間: 平日8:30~17:15
 (土日祝日・年末年始を除く)

対象となるお子さんの保険診療にかかる自己負担額の一部を公費で助成します。申請についての詳細は上記までお問い合わせください。

制 度	対 象	給付の 範 囲	助成の範囲
未熟児 養育医療 	指定養育医療機関で入院治療している ①2,000g以下、 ②2,000g超で特に生活力が弱い1歳未満の赤ちゃん	医療費 及び 食事療養費	・保険診療の自己負担相当額の一部 ・世帯の市町村民税課税状況に応じて、自己負担額が決定。 ※子ども医療受給者証との併用により、指定養育医療機関で治療される場合の保険診療にかかる窓口払いは発生しません。
自立支援 医療 (育成医療) 	指定自立支援(育成医療)医療機関で治療を行う予定の者(身体上の障害を有する児童、または現存する疾患を放置すると将来生活に支障を来す恐れのある児童)で、審査により認定された18歳未満の者。	医療費 及び 治療用補装具費等	・保険診療の自己負担相当額の一部 ・医療費にかかる自己負担割合は原則1割ですが、世帯の市町村民税課税状況に応じて、自己負担上限月額が決定されます。
小児慢性 特定疾病 医療 	指定小児慢性特定疾病医療機関で治療を行う予定の者で、国で定める疾病・対象基準に該当し、審査により認定された18歳未満の者。 ※ただし、18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合は、最長で20歳の誕生日の前日まで延長可能。	医療費 及び 食事療養費 日常生活用具費 	・保険診療の自己負担相当額の一部 ・医療費にかかる自己負担割合は原則2割ですが、世帯の市町村民税課税状況に応じて、自己負担上限月額が決定されます。
結核児童 療育医療	指定療育医療機関で小児結核により入院治療を受ける必要のある18歳未満の者。	医療費 及び 日用品・学習品等	・保険診療の自己負担相当額の一部 ・世帯の市町村民税課税状況に応じて、自己負担額が決定されます。

福祉医療費助成制度（子育て給付課 / 障がい福祉課）

T E L: 088-823-9447（子育て給付課）

088-823-9053（障がい福祉課）

対応時間：平日8:30～17:15（土日祝日・年末年始を除く）



対象となるお子さんの医療費の自己負担分を助成します。
申請についての詳細は上記までお問い合わせください。

制度	対象	助成の範囲	給付方法
ひとり親 家庭医療 （子育て給付課） 	ひとり親家庭の母または父と児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童等）で所得税の非課税世帯。		
子ども 医療 （子育て給付課） 	小学生までの児童の入院、通院（所得制限なし）		
重度心身 障害児 （者）医療 （障がい福祉課） ※18歳未満	①身体障害者手帳1級または2級所持の児童 ②療育手帳A1またはA2所持の児童 ③身体障害者手帳3級または4級と療育手帳B1合併障害の児童	保険診療の自己負担相当額 （高額医療費を除く）	現物給付 （一部現金給付）
重度心身 障害児 （者）医療 （障がい福祉課） ※18歳以上	①身体障害者手帳1級または2級所持の者 ②療育手帳A1またはA2所持の者 ※ただし、平成15年10月1日以降65歳以上で新たに受給資格を取得した方については市町村民税非課税世帯の方が助成対象。	 重症心身障害児・者は、こちらをアクセス	

自立支援医療 / 精神通院医療

健康増進課

住 所： 高知市丸ノ内1丁目7番45号
総合あんしんセンター1階

T E L： 088-803-8005

対応時間： 平日8:30~17:15
(12:00~13:00、土日祝日、年末年始を除く)

詳しくは
こちらへ
→



対象となる方の精神通院医療費が原則1割負担となります。
申請についての詳細は、上記までお問い合わせください。

制度

自立支援医療(精神通院医療)

対象

○ 精神疾患(てんかん、発達障害、知的障害を含む)を有する方で、
継続的な精神通院医療が必要な方。

助成の範囲

申請時に指定した病院・薬局・訪問看護の医療費の自己負担分が
原則1割になります。

※申請については、通院先の病院が手続き
をお手伝いしてくださる場合もありますので、
通院先の主治医や医療相談室にご相談
ください。



主な手当

障がい福祉課 医療福祉担当

住 所：高知市本町5丁目1番45号
高知市役所 本庁舎1階

T E L：088-823-9053

対応時間：平日8:30~17:15(土日祝日・年末年始を除く)

詳しくは
こちらへ



- 手当は、次のようなものがあります。
障害児福祉手当・特別児童扶養手当・高知県重度心身障害児療育手当
- それぞれ支給条件や対象者、手当の額が異なりますので、詳しくは障がい福祉課までお問い合わせください。

障害児福祉手当

対象

- 20歳未満であって、身体または精神に、日常生活に目立つ制限を受ける重度の障害がある方
- ※ ただし、手当を受けることができない施設に入所中の方は対象外です。
(詳細は、上記QRコードから、ホームページまたは障害福祉のしおりをご確認ください。)

支給制限

- 次のいずれかに該当する場合は、支給の制限があります。
 - ・ 障害を支給事由とする年金を受給している場合
 - ・ 受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が基準額を超えている場合
※ 1月から6月までの間に認定を請求する場合は前々年の所得
 - ・ 公害被害補償法・予防接種法の手当を受給している場合

申請方法・窓口

- 高知市障がい福祉課まで、申請をお願いします。手続きに必要な書類や持ち物は、ホームページまたは障害福祉のしおりをご確認ください。

手当金額・支給方法

- 月額 14,850円 (令和4年4月現在)
- 年4回払い(2月・5月・8月・11月)。口座振替により、支給されます。

特別児童扶養手当

対象

- 精神、知的または身体障害等(内部障害も含む)で政令に定める程度以上にある、20歳未満の児童を監護している父母または養育者に対して支給されます。

支給制限

- 次のいずれかに該当する場合は、支給の制限があります。
 - ・ 児童福祉施設等に入所している場合
 - ・ 障害を支給事由とする年金を受給している場合
 - ・ 受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が基準額を超えている場合
※1月から6月までの間に認定を請求する場合は前々年の所得

申請方法・窓口

- 高知市障がい福祉課まで、申請をお願いします。手続きに必要な書類や持ち物は、ホームページまたは障害福祉のしおりをご確認ください。

手当金額・支給方法

- 1級 月額 52,400円 (令和4年4月現在)
2級 月額 34,900円 (令和4年4月現在)
- 年3回払い(4月・8月・11月)。口座振替により、支給されます。

高知県重度心身障害児療育手当

対象

- 障害児福祉手当を受けていない、18歳未満の重度心身障害児を監護する保護者に対して支給されます。

支給制限

- 次のいずれかに該当する場合は、支給の制限があります。
 - ・ 児童福祉施設等に入所している場合

手当金額・支給方法

- 月額 7,300円 (令和4年4月現在)
- 年3回払い(4月・7月・11月)。口座振替により、支給されます。

各種割引・減免

税の減免・運賃割引等



種類	問い合わせ先
所得税	高知税務署 088-822-1123
住民税	市民税課 088-823-9421
相続税	高知税務署 088-822-1123
贈与税	高知税務署 088-822-1123
自動車税種別割	高知県中央東県税事務所 088-822-1123
軽自動車税	市民税課 088-823-9423
非課税貯蓄制度	金融機関の窓口



交通



自動車について、より詳しい情報はこちらへ

種類	問い合わせ先
在宅重度障害者移動支援事業 (タクシー・ガソリン)	障がい福祉課医療福祉担当 088-823-9053
JR・私鉄・国内航空・タクシー・バス等の運賃割引について	各窓口へお問い合わせください。
有料道路通行料金の割引	障がい福祉課管理担当 088-823-9056
駐車場の料金の割引 ①高知市営駐車場 ②はりまや地下駐車場 ③高知市文化プラザ駐車場	①都市建設総務課 088-823-9216 ②TFI株式会社 088-823-9216 ③高知市文化プラザ(カルポート) 088-883-5011
駐車禁止除外指定車標章の交付	高知警察署/088-822-0110 高知南警察署/088-834-0110 高知東警察署/088-866-0110 南国警察署/088-863-0110 土佐警察署/088-852-0110
こうちあったかパーキング制度	高知県障害福祉課 088-823-9633

公共料金

種類	問い合わせ先
NHK放送受信料の免除 	身体・知的障害者 障がい福祉課管理担当 TEL 088-823-9056 精神障害者 健康増進課精神難病担当 TEL 088-803-8005 NHK高知放送局営業部 TEL 088-823-2301
点字郵便物の無料扱い	日本郵便株式会社および郵便局
公立施設の入場料などの免除	各施設の入場券発売窓口
NTT番号案内料の無料設置	NTT西日本 ふれあい案内担当 0120-104-174



※手帳の交付や各種手当、日常生活用具などの
障害福祉制度をまとめた冊子
「障害福祉のしおり」を窓口で配布しています。

「障害福祉のしおり」の 詳細はこちらから→



災害に備える

NTT『災害時用ダイヤル(171)』



被災地域内と他の地域を結ぶ声の伝言板です。

内容

- 地震など大災害発生時は、安否確認、見舞、問合せなどの電話が急激に増加し、電話がつながり難い状況(電話ふくそう)が発災当日～数日間続きます。
- NTT東日本、NTT西日本では、このような状況の緩和を図るため、災害時に限定してご利用可能な「災害用伝言ダイヤル(171)(電話サービス)」を提供しています。

利用できる電話

- 加入電話、ISDN、公衆電話、ひかり電話、災害時特設公衆電話から利用できます。
- 携帯電話やPHS等の他社電話サービスからもご利用いただけますが、詳しくは各通信事業者へお問い合わせください。 ※ダイヤル式電話機での利用はできません。

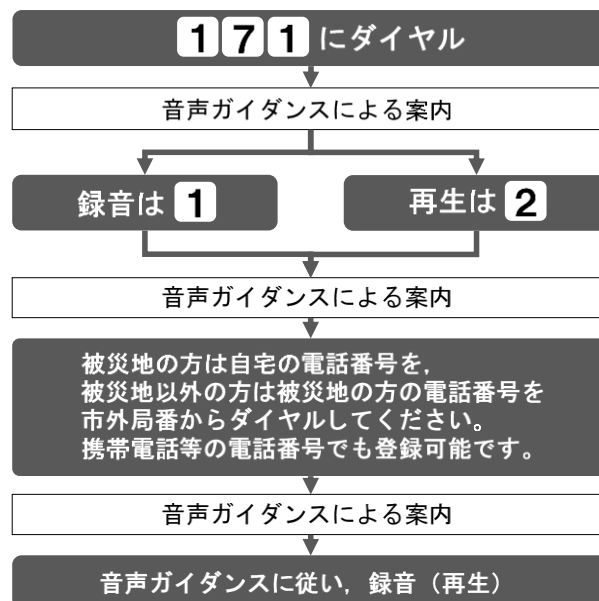
登録できる電話番号

- 災害により、電話がかかりにくくなっている地域の加入電話・ISDN・ひかり電話番号及び携帯電話等の電話番号。登録可能な設定範囲は、市外局番を単位として行います。

利用料金

- 伝言蓄積等のセンター利用料は無料です。
- NTT東日本またはNTT西日本の電話から伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料です。
- 他通信事業者の電話から発信する場合の通話料については、各通信事業者にお問い合わせください。

利用方法





インターネットを利用して被災地の方の安否確認を行う伝言板です。

内容

- 「災害用伝言ダイヤル(171)(電話サービス)」に加え、伝言情報(テキスト)の登録・閲覧を可能とする「災害用伝言板(web171)」を提供しています。
- 災害等の発生時、被災地域(避難所等含む)の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報(テキスト)の登録が可能なサービスです。
- 登録された伝言情報は、電話番号をキーとして全国(海外も含む)から閲覧、追加伝言登録ができます。

利用できる環境

- インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォン等で利用できます。(※一部の機種では利用できません)

登録できる電話番号

- 加入電話・ISDN・ひかり電話番号及び携帯電話等の電話番号

利用料金

- 安否情報の登録、閲覧等に伴うサービス利用料は無料です。なお、インターネット接続費用やプロバイダー利用料および、ダイヤルアップ接続の場合は通信料等が別途必要となります。

利用方法



<https://www.web171.jp>



↑へアクセス または「web171」と検索

伝言を登録する
被災地の方などの
被災地の電話番号市外局番から入力
携帯電話等の電話番号でも登録可能です。

電話番号を入力

説明に従い、

登録/確認

※ 確認時に他社の伝言板に伝言がある場合はリンクが表示されます。

体験利用について



利用日と時間	◎毎月1日および15日	00:00 ~ 24:00
	◎正月三が日	1月1日の 0:00 ~ 1月3日の 24:00
	◎防災週間	8月30日の 9:00 ~ 9月5日の 17:00
	◎防災とボランティア週間	1月15日の 9:00 ~ 1月21日の 17:00
利用料金	災害時伝言ダイヤル171	伝言蓄積等のセンター利用料は無料です。NTT 東日本またはNTT 西日本の電話から伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料です。他通信事業者の電話から発信する場合の通話料については各通信事業者にお問い合わせください。
	災害用伝言板 web171	体験利用であっても通信料は発生します。
伝言保存期間		体験利用期間のみ

高知Net119 緊急通報システム

高知市消防局総合指令課

住所：高知市丸ノ内1丁目7-45 総合あんしんセンター 5階

TEL：088-871-7503

対応時間：平日8:30~17:15(土日祝日・年末年始を除く)

詳しくは
こちらへ

→



対象

高知市に在住又は高知市内の事業所、各種学校に通勤・通学される聴覚や言語等に障がいのある方

利用条件

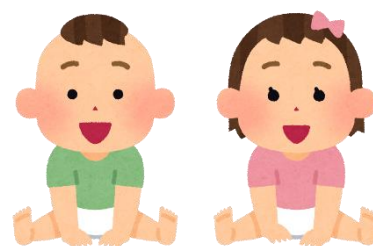
- 1 高知市Net119緊急通報システムは**事前登録制**です。あらかじめ登録申請を行う必要があります。
- 2 インターネット接続機能が使えるスマートフォン、タブレット及びフィーチャーフォンが必要となります。
- 3 高知市Net119緊急通報システム利用規約をご確認いただき、同意された場合に限り、ご利用いただけます。

申請登録方法

高知市Net119利用申請書に必要事項を記入し、申請窓口へ提出して登録を行ってください。



MEMO



避難行動要支援者対策

高知市地域防災推進課

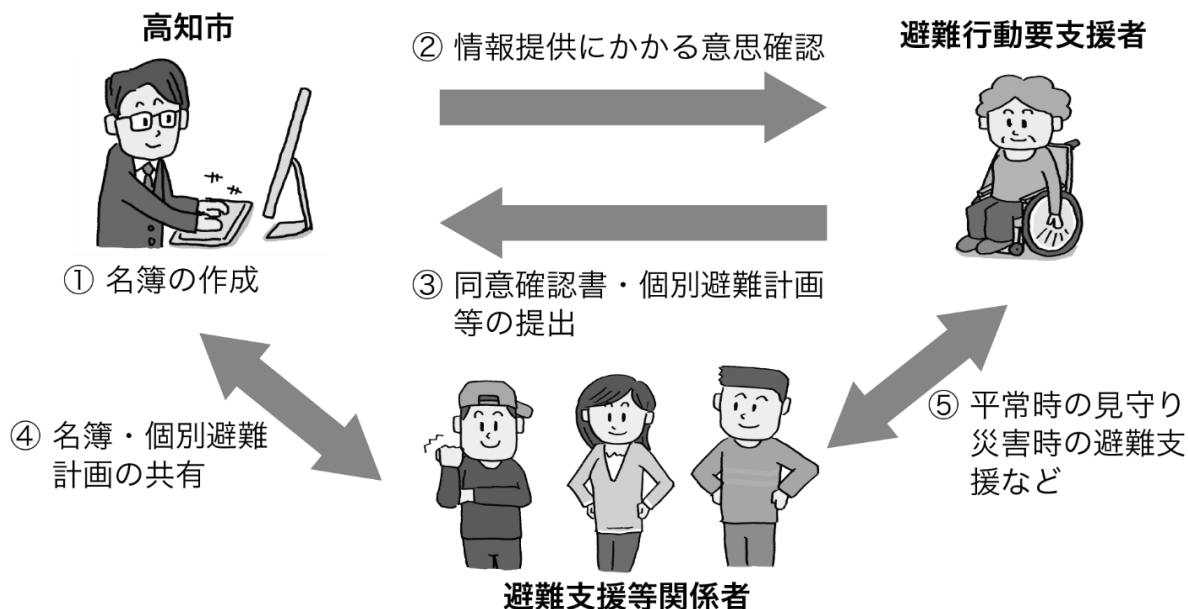
住 所：高知市丸ノ内1丁目7-45 総合あんしんセンター 3階
T E L：088-823-9040
対応時間：平日8:30~17:15(土日祝日・年末年始を除く)

詳しくは
こちらへ



内容

災害時に自力で避難することが困難な「避難行動要支援者」から事前に同意を得て、避難支援等関係者へ要支援者の情報等を提供することで、平常時の見守りや災害時の安否確認、避難誘導等の支援につなげる取組です。



名簿

- 避難支援等のため、避難行動要支援者の氏名や住所等を一覧にした名簿です。
 - 本市では以下の要件に該当する方を名簿に掲載しています。
- ① 要介護認定3~5を受けている方
 - ② 身体障害者手帳1・2級(総合等級)を所持する方
 - ③ 療育手帳Aを所持する方
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
 - ⑤ 日常生活において、部分介助及び全面介助を要する在宅難病患者
 - ⑥ 上記以外で特に支援の必要があり、支援を希望する方
- ※①~⑤に該当せず、名簿への掲載を希望される場合は、地域防災推進課までご連絡ください。

個別避難計画

避難行動要支援者ごとに、避難支援実施のため配慮すべき事項や避難場所等を記載した計画です。

活用方法

- 発災時:避難支援等関係者に名簿や個別避難計画の情報を提供し、避難の手助けや安否確認に使用します。
- 平常時:本人の同意があれば避難支援等関係者へ情報を提供し、防災訓練や日頃の見守り等に使用します。

※ 名簿や個別避難計画に記載されている個人情報には、災害時支援以外の目的では使用されません。



避難支援等関係者

以下の団体等が対象となります。

- 地区民生委員児童委員協議会 ●高知市社会福祉協議会
- 地区社会福祉協議会 ●自主防災組織 ●町内会(自治会・自治公民館等を含む)
- 高知市消防局 ●高知市消防団 ●高知県警察 ●その他市長が認めた団体



緊急避難場所・避難所



緊急避難場所



災害(津波や火事など)から命を守るため緊急的に避難するための施設や場所(公園、高台等)をいいます。

- このうち市があらかじめ指定した施設や場所を「**指定緊急避難場所**」といいます。
- 指定緊急避難場所の一覧は、防災政策課のホームページにて公開しています。
- 「津波避難ビル」もこの緊急避難場所に該当します。
- 津波避難ビルの一覧は、地域防災推進課のホームページにて公開しています。

高知市 地域防災推進課

住 所：高知市丸ノ内1丁目7-45
総合あんしんセンター 3階
T E L：088-823-9040
対応時間：平日8:30~17:15
(土日祝日・年末年始を除く)

詳しくは
こちらへ



避難所



避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在する、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設をいいます。

- このうち、市があらかじめ指定した施設を「**指定避難所**」といいます。なお、風水害時には緊急速報メール等で開設している指定避難所をお知らせします。
 - 指定避難所の一覧は、防災政策課のホームページにて公開しています。
- ※ 避難所には、一般スペース(体育館等)での生活が難しい方のために「**要配慮者スペース**」を設けています。近隣の避難所の要配慮者スペースは、地域防災推進課ホームページにて公開している、避難所運営マニュアルをご確認ください。

高知市 防災政策課

住 所：高知市丸ノ内1丁目7-45
総合あんしんセンター 5階
T E L：088-871-9055
対応時間：平日8:30~17:15
(土日祝日・年末年始を除く)

詳しくは
こちらへ



福祉避難所

指定避難所での生活が困難な高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方(要配慮者)のために設置する避難所です。

指定避難所に避難した要配慮者の状況を把握した上で設置の必要性を判断し、開設される避難所です。

○ 福祉避難所の一覧は、健康福祉総務課のホームページにて公開しています。

高知市 健康福祉総務課

住 所： 高知市本町5丁目1番45号
高知市役所 本庁舎2階

T E L： 088-823-9440

対応時間： 平日8:30~17:15
(土日祝日・年末年始を除く)

詳しくは
こちらへ



ここも
チェック!

ハザードマップ



高知市 防災政策課

住 所： 高知市丸ノ内1丁目7-45
総合あんしんセンター 5階

T E L： 088-871-9055

対応時間： 平日8:30~17:15
(土日祝日・年末年始を除く)

詳しくは
こちらへ



「ハザードマップ」は、自然災害による被害を予測し、その被害の範囲を地図で表したものです。

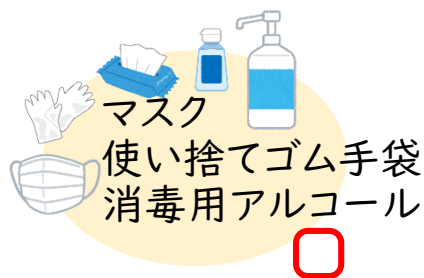


防災政策課のホームページにて、以下の内容を公開しています。

- ▶洪水ハザードマップ
- ▶土砂災害ハザードマップ
- ▶大規模盛土造成地マップ
- ▶地震・津波ハザードマップ▶液状化危険度図・微地形区分図

非常時に備えて用意しておくよいもの 【例】

※内容には個人差がありますので、その他必要なものは各自ご準備ください。



さらに

人工呼吸器等の医療機器を使用している方 【例】

※内容には個人差がありますので、その他必要なものは各自ご準備ください。

非常用電源

- バッテリー
- 発電機
- 自動車のシガーソケットからの電源
- ガソリン(自動車、発電機用)
- インバーター
- 延長コード



気管切開・人工呼吸器

- 人工鼻
- 気管カニューレ
- Y字ガーゼ
- 注射器
- 吸引チューブ
- 呼吸器回路一式
- 滅菌精製水



意志伝達ツール

- 透明文字盤
- 絵カード
- メモ・筆記用具



代替医療機器

- アンビューバッグ
- 足踏み式吸引器等



胃瘻

- 接続チューブ
- イリゲーター
- 栄養セット
- 蒸留水
- 経管栄養剤
- 注射器



在宅酸素

- 酸素ボンベ
- カニューレ
- 延長チューブ



ここも
チェック!

『災害時個別支援計画』について

人工呼吸器使用患者さんや酸素療法患者さん等は、南海トラフ地震や風水害、またそれに伴う停電等が発生した場合は、電力の確保や避難の体制等、その状態に応じた緊急時の対応が必要となってきます。

災害時個別支援計画は、日頃からの備え、災害発生時の行動手順、必要な物品を患者本人・家族と療養に関わる医療・福祉・行政等の関係者が一緒に確認し、情報を共有しながら作成していくものです。

※災害時の備えに不安な方は下記までご相談ください。

子ども発達支援センター(子ども育成課)

住 所：高知市本町5丁目1番45号 高知市役所 本庁舎3階

T E L：088-823-9552

対応時間：平日8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)



地域や仲間とつながる

遊び・交流の場



地域子育て支援センター

- 地域子育て支援センターは、就学前のお子さんとその保護者の方を対象に、遊び場の提供・子育て親子同士の交流・子育て情報の提供・子育て相談を行っています。
- 月1回は育児講座等を開催しており、施設ごとに特色ある活動をしています。保健師・助産師による育児相談や栄養士による離乳食教室も開催していますので、子育てで気になること不安に思う事などを、気軽に相談できます。
- どの施設も開設時間中は、いつ来ていつ帰っても自由です。終わりの時間の前にみんなでかたづけや遊びをする所もあります。ぜひ、お子さんと一緒に遊びに行ってみませんか。

初めて施設を利用する時は

詳しくは
こちらへ



- 行事などもあるため、開設日の変更がないか等、事前に電話で確認をしていただくことをおすすめします。
- 施設で、所定の用紙に名前や住所等を記入して、利用の説明を受けます。年度に1回、この手続きが必要です。

センター内の写真を掲載予定

子育てサロン



- 子育てサロンは、地域に密着した憩いの場です。
- 地域の方が「地域で子育て中の方を応援したい」「子育て中の方に仲間づくりや楽しい時間を過ごしてほしい」と、地域のふれあいセンターや公民館、集会所、宅老所などを利用して開催しています。



子育てサロンも、都合により実施日が変わることがありますので、事前に各サロンに確認をしてご利用ください。

詳しくは
こちらへ



サロン内の写真を掲載予定



保護者の会






同じ障害や病気の子どもを持つ仲間がほしい。
先輩保護者の話が聞きたい・・・。



そんな時は、保護者の会を活用してみましょう。
医療や訓練のこと、日常生活の工夫など、いろいろと情報交換ができます。
ときには保護者自身の悩みを聞いてもらったり、仲間と一緒に楽しく子育てしていきましょう。

※令和5年1月現在、高知市が把握している保護者の会で、掲載の許可を頂いたもののみ
掲載しています。(五十音順)

会の名称	かるがもの会	代表者	藤原 義朗
対 象	視覚障害		
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・親が視覚障害者である全国の子育てサークルです。 「子育ての情報がほとんどない」、「障害をおぎなう工夫を知りたい」など、悩みのある中で楽しい子育ての為に、大活字、点字、デージー、Eメールなどで情報を交換しています。 ・時には、ボランティアの方の協力を得ながら野外活動などを行っています。 		
会 報	年に4回		
会 費	年会費：3,000円		
連絡先	事務局(藤原) 電話・FAX兼088-840-0834 E-mail sawakapapa@krd.biglobe.ne.jp		



会の名称	高知LD親の会 sky		
対 象	発達障害をもつお子さん、その保護者や困り感のある方		
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・座談会 月1回 ・スポーツイベント 月1回 ・講演会 不定期 ・高校入試説明会 秋ごろ ・オンライン研修会 等 不定期 		
会 費	正会員 入会金1,000円 年会費3,000円(うち1,000円を本部へ) サポート会員 1口2,000円(1口以上)		
連絡先	事務局 高知市大津乙1071 大津郵便局留 E-mail Kochild.sky@gmail.com HP http://kochild-sky.jimdofree.com		



会の名称	高知県医療的ケアの必要な 子どもの家族の会～結人(ゆいと)～	代表者	海部 倫子
対象	医療的ケアが必要な子ども(成人)、その家族、またはその支援者		
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・おしゃべり会(日々の医療的ケアや子育て、日常生活に関する情報交換など) ※当面はオンライン会議にて開催(月1回実施を目指しています。) ・SNS情報発信 ・相談受付(SNSダイレクトメッセージ、E-mail) ・要望活動 		
会報	なし		
会費	なし		
連絡先	担当者名:森下 E-mail kochi.icare21@gmail.com SNS フェイスブック、インスタグラム 冊子送付先住所・宛名 高知市西塚ノ原121-34 海部 倫子 (製本後、お送りさせていただきます)	フェイスブック 	インスタグラム  



会の名称	高知県自閉症協会	代表者	平野 三代子
対象	自閉症 発達障害		
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者研修、講演会 ・小学校以下、中学・高校生、成人の3つの部会 *活動内容の詳細はホームページをご覧ください 		
会報	本部発行 情報専門誌、会報/高知発行 会報		
会費	入会金：3,000円 年会費：5,000円		
連絡先	高知県自閉症協会事務局(森下) 住所 高知市春野町芳原737番地1 電話 088-803-4441・FAX 088-803-4750 E-mail autism-kochi@ceres.ocn.ne.jp H P http://www.jp/j-kochi/	 	



会の名称	高知県重症心身障害児(者)を守る会	代表者	小松 典子
対象	重症心身障害児(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)または医療的ケアが必要な子ども(成人)		
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・総会(5月) ・研修会(全国、四国ブロック、県支部主催) ・会員交流会(施設部会、在宅部会) ・療育キャンプ ・要望活動 等 		
会報	「両親の集い」毎月		
会費	年会費11,400円		
連絡先	住所 高知市小籠107番地 土佐希望の家医療福祉センター内 電話 088-863-2131 090-8971-9235 (小松 典子) FAX 088-863-2133 HP http://www.normanet.ne.jp/~ww100092/index.html	令和5年2月末頃ホームページ改訂予定。改定後に、全国版の重心を守る会のQRコードを載せてください。	

会の名称	(社)高知県知的障害者育成会 (高知県手をつなぐ育成会)	代表者	秋友 英稔
対 象	知的障害を持つ本人及び家族		
活動内容	1. 知的障害に対する理解を深める為の啓発活動 2. 施策に関する情報提供 3. 研修会、学習会の運営 4. 合成への働きかけ 5. 行政等の主催、運営協力 6. 一般相談 7. 本人活動支援 8. 事業所運営		
会 報	「わだち」「手をつなぐ」		
会 費	各地区育成会で設定 県育成会個人会費 年間2,000円		
連絡先	高知県知的障害者育成会 担当:小松 〒783-0028 高知県南国市陣山字弥市531-1 URL https://kochi-ikuseikai.or.jp E-mail kochi-ikuseikai@iaa.itkeeper.ne.jp 電話 088-855-3717 FAX 088-855-6181		 

会の名称	全国心臓病の子どもを守る会 高知県支部	代表者	川崎 敬子
対 象	心臓病		
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会・相談会(医療・福祉・教育・その他) ・交流会 ・機関誌の発行(毎月) ※心臓病では県外に手術で出ることが多いですが、医療機関のことや周りに宿泊施設があるかどうかなど、わからないことが多いと思います。 全国の支部と交流があるので生の情報を得ることができます。		
会 報	・本部会報 毎月 ・支部会報 毎月		
会 費	月会費：700円		
連絡先	全国心臓病の子どもを守る会 高知県支部事務局 梅原 博子 電話・FAX兼088-824-1484 一般社団法人全国心臓病の子どもを守る会 〒170-0013 東京都豊島区東池袋2-7-3 柄澤ビル7階 URL: http://www.heart-mamoru.jp/ E-mail maile@heart-mamoru.jp 電話 03-5958-8070 Fax: 03-5958-0508		 

会の名称	トゥレット症 高知の会	代表者	大崎 明美
対 象	トゥレット症当該者及びその家族		
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・トゥレット症月間の集い(6月ごろ) ・トゥレット症に係る相談 ・トゥレット症の啓発 		
会 報	なし		
会 費	なし		
連絡先	大崎 明美 電話 088-872-0832(夜間のみ)		 

会の名称	日本ダウン症協会 高知小鳩会支部	代表者	矢野 泰彦
対象	ダウン症		
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季療育キャンプ ・乳幼児部、小学部、中高等部、成人部があり、乳幼児部は、ほぼ月1回活動 ・子育て井戸端会議(会員同士の情報交換など交流会) ・みかん狩り、食事会など ・リミック(楽器を使つてのリズム遊びなど、年3~4回) 		
会報	・本部会報 毎月 ・支部だより 月1回以上		
会費	入会金:なし 年会費:6,000円(内4,000円を本部へ)		
連絡先	事務局 住所 高知市百石町3-9-25 電話 090-7148-6539 FAX 088-834-0544 E-mail kochi.yano.jds.son@rhythm.ocn.ne.jp		

会の名称	(公社)日本てんかん協会(波の会)高知県支部	代表者	中澤 昌子
対象	てんかん(入会は16才以上ならどなたでもできます)		
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・総会(4月) 会員同士の親睦 ・講演会および基礎講座(年2回) ※会員以外の人でも参加できます。(会員は参加費無料) ※基礎講座は開催しない年もあります。 ・レクリエーション ・他団体企画催しでのバザー参加 ・電話相談(事務局) ・四国ブロック交流会(毎年5月頃に開催) ※2022年9月現在、新型コロナウイルスの感染状況をみながら可能な範囲での活動をしております。 		
会報	・本部会報 毎月 ・支部機関紙も有り		
会費	入会金:1,000円 [500円/月] (年会費6,000円)		
連絡先	浅野 淳子 住所 高知市朝倉丙1752-8 電話 090-1325-5202 ※本部署務局への連絡も可能 (03-3202-5661)		



* * * * *
ほおっちょけん相談窓口
 * * * * *

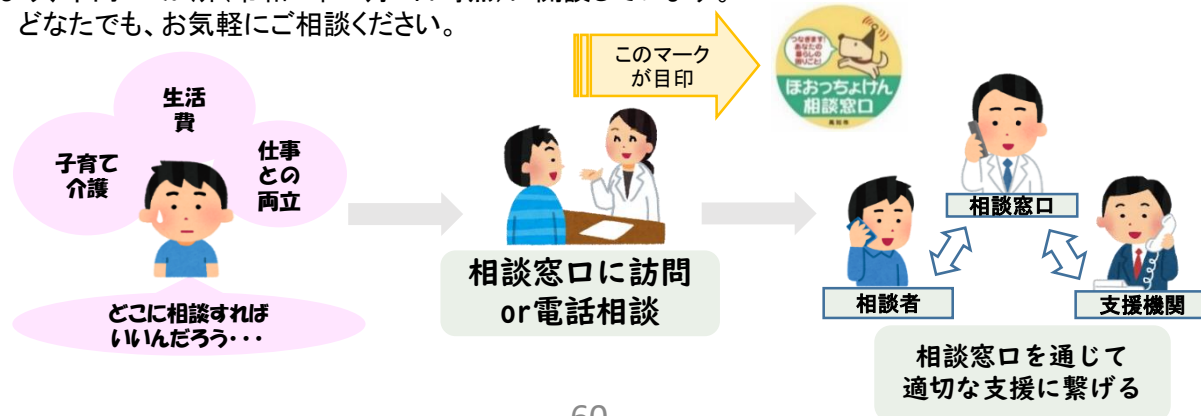
詳しくはこちらへ
→



どこに相談したらいいのかわからない。そんな困りごとを一旦お聞きし、適切な支援につなぐ窓口として、「ほおっちょけん相談窓口」があることをご存じですか。

高知市では、住民のみなさんの身近な地域の相談窓口として、地域の薬局や社会福祉法人のご協力により、市内104か所(令和4年11月1日時点)に開設しています。

どなたでも、お気軽にご相談ください。



その他子育てに関する情報

インターネットで検索できる子育て情報



★ 高知市公式ホームページ

詳しくは
こちらへ



★ Facebook 高知市こども未来部 『ほのぼの子育て』

詳しくは
こちらへ



子育て情報や各事業の雰囲気
なども掲載しています。

★ LINE公式アカウント



イベントや、子育て
情報配信のほか、保
育所の検索やごみ収
集日の通知、分別方
法の検索など、便利
な機能も！！

操作方法は
こちらへ



LINEアプリからの
「ともだち追加」は
こちらへ



★高知くらしつながるネット (愛称「Licoネット」)

詳しくは
こちらへ
→



高知くらしつながるネット(愛称「Licoネット」)は高知市内の医療機関や相談窓口等のサービス情報を検索するための情報サイトです。

医療・子育て等のカテゴリから、地区毎での検索にも対応していますので、是非ご活用ください。

利用のイメージ

- ・ 引っ越したばかりで、どこの病院に行けばいいのかわからないなあ。
- ・ 子どもと一緒に出かけられる場所はどこだろう？



ネットで検索

高知くらしつながるネット



カテゴリ、キーワード、住所から検索

📁 カテゴリから検索

医療機関	一覧表示	詳細区分表示	更新	介護保険 介護予防	一覧表示	詳細区分表示	NEW
			599件				961件
障害福祉	一覧表示	詳細区分表示	NEW	子育て	一覧表示	詳細区分表示	更新
			635件				220件
地域資源	一覧表示	詳細区分表示	更新	相談窓口	一覧表示	詳細区分表示	更新
			775件				204件

🔑 キーワードから検索

キーワードを入力してください

📍 地区から検索

布御田

📍 住所から検索



★こうち医療ネット

詳しくは
こちらへ



口や歯のことでご相談やご心配はありませんか？
こちらでは、高知県内の歯科医療機関を簡単に検索できます。
歯科医療機関以外にも、県内の病院・診療所・薬局の検索ができますので、ぜひご活用ください！



🔍 ネットで検索

🔍 こうち医療ネット

👉 「歯医者さんをさがす」をクリック



👉 「色々な条件でさがす」をクリック



手話や点字対応できる??
車椅子で行ける??
→院内サービス・アメニティ

▼院内サービス・アメニティ

- 聴覚障害者への配慮(手話対応, 施設内の表示)
- 視覚障害者への配慮(音声による情報伝達, 点字等)
- 車椅子利用者への配慮(バリアフリー, 車椅子用駐車場, 多機能トイレの設置) など...

▼専門外来

- 診療台にじっとしていただける障害者のみ可能
- 診療台にじっとしていただけない障害者も可能

診療台にじっと座っていただけない子も診てくれるの??
→専門外来

▼在宅医療

- 在宅医療を開く
- 診療台にじっとしていただける障害者のみ可能
- 診療台にじっとしていただけない障害者も可能

歯科医院に通えないので訪問してほしい!
→在宅医療

条件を入れたら、下にスクロールし、地域検索を住所を入力し、検索する範囲を距離か件数で選択(件数ですべてを選ぶと県内すべて表示されます)

1 番下の地図で表示or一覧で表示をクリック

② 地域検索

地域検索			
<input checked="" type="radio"/>	住所を選択	高知市	本町
<input type="radio"/>	住所を直接入力	高知県	
<input type="radio"/>	マイホームから検索	登録したマイホームの位置から検索します マイホーム登録はこちらから	
検索する範囲			
<input type="radio"/>	距離で指定	探す場所から	500m以内
<input checked="" type="radio"/>	件数で指定	近い順に	5件

地図で表示

検索した結果の歯科診療所を地図上に表示します。

一覧で表示

検索した結果の歯科診療所を一覧で表示します。

地図で表示



一覧で表示

ごうち医療ネット

HOME >> 色々な条件でさがす >> 歯科診療所一覧

歯科診療所一覧

【検索条件】 範囲 高知市丸ノ内1を中心に5件

歯科診療所一覧

5件中1-5件を表示

【注意】登録される際は、必ずあらかじめ各歯科診療所の窓口にご確認ください。
※クローズの診療科目は現在受け付けていません。

医療機関名	住所	診療科目	アイコンの説明
1 きよおか歯科 TEL: 088-802-8148	〒783-0006 南国市福原120-12	歯科 小児歯科	地図 情報
2 森本歯科 TEL: 088-828-6222	〒781-0303 高知市善野町弘明下3 9 3 3-9	歯科 矯正歯科 小児歯科	地図 情報
3 松浦歯科医院 TEL: 0888226266	〒780-0870 高知市本町5-1-2 県庁前ビル2F	歯科 小児歯科 歯科口腔外科	地図 情報

★ 子どもの心の診療機関マップ

詳しくは
こちらへ



お子さんの心や発達に関して、ご相談やご心配はありませんか？

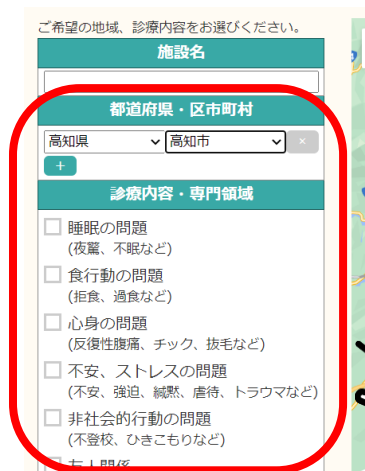
こちらでは、高知県内の子どもの心の診療機関を簡単検索できます。



「子どもの心の診療機関マップ」をクリック



高知県を入力。市町村を選択し、診療内容・専門領域をチェック
(チェックしなくても検索可能です)



check!




地図・一覧が表示されます。



こちらでもアクセスできます。
<https://kokoro.ncchd.go.jp/>
<https://kokoro.ncchd.go.jp/kyotenmap.php>

高知市で配布している子育てに関する情報冊子



<p>高知市子育てガイド 「ぱむ」</p> <p>詳しくは こちらへ →</p> 	<p>妊娠期から子育て中(主に就学前まで)の市民の方向けに、相談窓口や遊び場等の施設、防災情報等をまとめています。</p> <p>【冊子に関する問い合わせ先】 子ども育成課 TEL:088-823-9482</p>
<p>ふくしの便利帳</p>	<p>ひとり親家庭の方を対象に、相談窓口や各制度の情報をまとめています。</p> <p>【冊子に関する問い合わせ先】 子育て給付課 TEL:088-823-9447</p>
<p>障害福祉のしおり</p> <p>詳しくは こちらへ →</p> 	<p>障害のある方を対象にの相談窓口や各制度の情報をまとめています。</p> <p>【冊子に関する問い合わせ先】 障がい福祉課 TEL:088-823-9378</p>
<p>高知市の障害福祉 サービス等の利用の 手引き</p>	<p>高知市で障害福祉サービスや障害児通所支援等の利用を希望されている方に向けての利用の手引きです。</p> <p>【冊子に関する問い合わせ先】 障がい福祉課 TEL:088-823-9378</p>
<p>サポートファイル</p> <p>詳しくは こちらへ →</p> 	<p>支援の必要な子どもが切れ目なく支援を受けられるように、子どもの情報を1冊にまとめて記入できるようにしたファイルです。</p> <p>【冊子に関する問い合わせ先】 子ども育成課(子ども発達支援センター) TEL:088-823-9552</p>



ふくふくまっふ

(支援が必要なお子さんのための子育て応援ブック)

発行月 2023年5月
発行 高知市子ども育成課 子ども発達支援センター
〒780-8571
高知市本町5丁目1番45号 高知市役所 本庁舎3階
Tel : 088-823-9552 Fax : 088-825-2440
E-mail : kc-280300@city.kochi.lg.jp